

北海道史への扉

道史編さん機関誌



占領期の千歳市街（昭和 23. 3）

第 1 号

発刊によせて	小 磯 修 二 (1)
北海道史の編さん方針について	桑 原 真 人 (2)
特集 新たな道史に望む	
『北海道現代史』に望む	田 端 宏 (6)
新しい北海道史像を求めて	大 庭 幸 生 (7)
史料の蒐集と、北海道の独自性・特殊性へのまなざしと	山 本 和 重 (8)
映像や演劇などの大衆文化が新たな北海道史にもたらすものとは ..	Jonathan Bull (9)
北海道の自立・自治・独創性、その形と意味を	佐 藤 宥 紹 (11)
研究ノート	
占領期における米軍による人身被害	平 野 友 彦 (12)
余録	
オーラル・ヒストリーの可能性	山 崎 幹 根 (18)
石炭資料調査 雑感	青 木 隆 夫 (19)
記録の保存と活用をめぐる困難	角 一 典 (20)
編さん活動報告	(21)
委員名簿 他	(26)

発刊によせて

北海道史編さん委員長 小磯 修二

北海道では、明治初年の「北海道」命名を起点に、50年、100年といった節目ごとに道史を編さんしてきた歴史があります。通算4度目、戦後でも2度目となる編さんは、他県に比べてもかなり多い部類に入ります。歴史が新しいと言われながらも、厳しい自然の中で時を刻んできた道民は、節目ごとに来し方を振り返る機会を欲してきたのかもしれません。

「北海道150年」の記念事業である今回の編さんは、2027年までの10年間の事業で、戦後を扱う『北海道現代史』が中心となります。近い時代を対象とする編さんは、歴史的評価の問題や個人情報の取扱いなどがあり、一般に困難な作業とされています。そもそも歴史を編むという行為は、集めた素材をもとに時代の流れに意味づけを与えることですから、ある程度の時間を経て、対象を俯瞰して見る必要があります。今回の現代史が、基本的に2003年（堀道政の終わり）までを対象としているのも、直近の事象を歴史として扱うことは難しいという判断によるものです。

では評価が盤石になってから編さんに着手するのがよいかというと、一概にそうとも言えないのは、資料収集の課題があるからです。和紙に書かれた古文書は誰しも大切にしますが、モノが大量に生み出され、消費される時代の資料は、安易に廃棄される危険が高まります。編さん事業は、残しておくべき資料がまだあるうちに着手する必要があるのです。

なお、ここで言う資料は、紙媒体にとどまりません。当事者の方にお話しを聞くことができるのは現代史の強みでもありますから、今回の道史編さんでも、すでに多くの方への聞き取り調査を行っています。一方で、お話を伺うことができる時間が限られていることも事実です。現代史の編さんは、まさに「今しかできない、今だからできる」事業と言えます。

北海道は、近世以前や近代のあゆみと同様、戦後にあっても、他の地域とは異なる独自の時を刻んできました。終戦直後の北海道には、樺太・千島をはじめとする外地から38万人余りの引揚げ者が渡ってきました。当時の道内人口は約330万人ですから、着の身着のままに近い「新道民」が、一気に1割以上も増えたこととなります。一方で道内の炭鉱や工場には、戦時下に徴用された中国・朝鮮人9万人余りが、祖国への帰還を待っていました。この数字だけを見ても、日本全体が疲弊混乱していた時期とはいえ、北海道はさらに特異な状況から戦後が始まったことがわかります。

そうした北海道の戦後のあゆみを、資料とともに跡づけていく『北海道現代史』に対して、今回の道史のもう一つの柱と言えるのが、考古から現代までを叙述する『北海道クロニクル』です。歴史のアウトラインを単になぞったものではなく、最新の研究成果をもとに、北海道の歴史を誰にでもわかりやすく提示したいという意欲が、この誌名に現れています。

そしてこの度、年1回を目処に、編さん機関誌『北海道史への扉』を刊行することになりました。『北海道現代史』及び『北海道クロニクル』の編さんに参画していただいている総勢50余名の委員を執筆陣の中心に据え、論考や調査でのエピソードなどを、硬軟織り交ぜて掲載する予定です。

編さん機関誌での発表が契機となって、その後の地方史研究が底上げされてきた例は多く、前回の『新北海道史』の機関誌『新しい道史』（1963～81）も、そうした役割を果たしてきました。この『北海道史への扉』はWEB上での刊行になりますが、かつての『新しい道史』の役割を受け継ぐとともに、多くの道民が北海道史への関心を広げる扉となることを願っています。

（こいそ しゅうじ／北海道史編さん委員長、
（一社）地域研究工房代表理事）

北海道史の編さん方針について

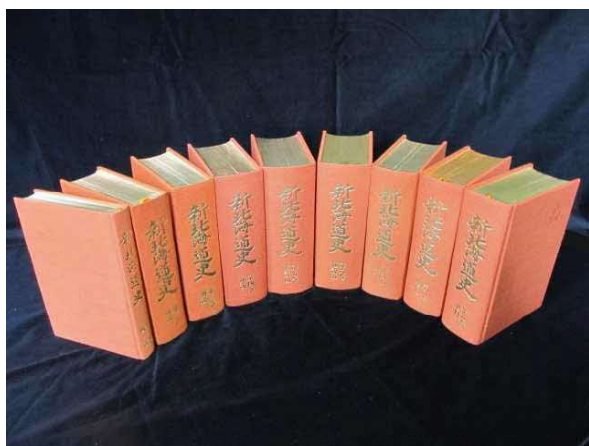
編集長 桑原 真人

1 はじめに

北海道は、平成30年（2018）が「北海道命名150年」という節目の年にあたることから、記念事業として新しく北海道史の編さんを行うことになった。

北海道では、これまで3度にわたって道史編さんを行っている。最初は大正7年（1918）の「開道五十年」を記念した『北海道史』の編さんである。この『北海道史』編さん事業が俵孫一道庁長官の指示で中止された後（編纂主任・河野常吉との編集方針を巡る対立が原因）、大正14年に再開され、昭和11年（1936）から12年にかけて『新撰北海道史』全7巻として刊行された。そして、戦後の昭和43年（1968）、「北海道百年」の際には、同じく記念事業として『新北海道史』全9巻を編さんしている。

今回の新道史編さんにあたっては、これまでに行われてきた道史編さん事業を見直し、その中に今後の参考となる点や問題点があるとすれば、それらを受け継ぎ、あるいは改める必要があるだろう（関秀志「北海道史編さんの歴史」、北海道史研究協議会『会報』第101号、平成29年12月）。



前回の道史『新北海道史』（昭和56年編さん終了）

以上の点を念頭に置きながら、スタートしたばかりの新道史編さん計画について、その決定に至るまでの検討経過と編集方針について述べておきたい。

2 「北海道命名150年」と北海道史の編さん

「北海道命名150年」記念の北海道史編さん事業に関する北海道の原案は、『新北海道史』第6巻、通説5の記述が昭和45年（1970）で終了しているところから、その後、現在までの約半世紀間の歴史と資料を追加・補充するという、いわば『新北海道史』を前提にして、それに継ぎ足す計画であった。編さん期間として、平成30年度から同39年度までの10年間を予定、この間の総予算として1億5千万円を見込んでいた。

このような内容の新道史編さん計画が、平成29年（2017）1月19日付の『北海道新聞』に掲載されると、同年5月11日、北海道知事と北海道議会議長に対し、北海道史研究協議会（道史協）、北海道考古学会を始めとする道内の歴史・文化系7研究団体の連名で、この編さん計画を変更して、北海道史の全面的な見直しを前提とする新たな編さん計画の必要性を求める要望書（「北海道史編さん事業に関する要望書」）が出された。

これを受けて、道内部で当初案の再検討が行われた。そして、平成29年度に設置された「道史編さんに関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」）での検討をもとにして、新道史編さん計画の骨格を定めた「道史編さん大綱」（案）が作成され、パブリックコメントにかけられた。このような一連の手続きを経て、「北海道史の編さんを円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定める」ところの「道史編さん大綱」（平成30年3月29日知事決定、4月1日施行）が決定されたのである。

このように、「道史編さん大綱」の作成に当たっては、平成29年6月から10月まで3回にわたって開かれた「有識者懇談会」での検討が基礎になっている。この

有識者懇談会では多様な意見が寄せられたが、「道史編さん大綱」自体は編さん事業の骨格を示すものにならなかったため、その全てを盛り込むことはできなかった。

最も時間をかけて検討した「道史の構成」についても、「道史編さん大綱」では「第二次世界大戦後を主たる対象とする現代史（資料編3巻、通史編1巻又は2巻）を中心として、先史時代以後の歴史について叙述する概説のほか、年表により構成される」という簡単な表現となっている。

そこで、この有識者懇談会において、中心テーマとなった「道史の構成」に関する具体的な検討の経緯や道としての考え方を補足して説明する。

(1) 対象時期の検討について

一般に、自治体史の編さんが2度目以降の場合には、前回で扱った年代から後の時代を編さんの対象とする場合と、改めて先史時代から現在までを編さんし直す場合とに分かれることが多い。昭和56年（1981）に編さんを終了した『新北海道史』は、その第6巻、通説5の記述が昭和45年の時点で終わっている。そのため道は、道議会での議論を踏まえ、『新北海道史』の後継史として、当初は昭和45年以降を対象とすることを想定していたが（続編として編さんする）、有識者懇談会では、対象とすべき時期の検討から開始した。

『新北海道史』の編さんが終了してから現在まで、既に39年もの歳月が経過している。この間、新資料の発見等によって歴史叙述が時代の変化とともに次第に古びてくるのは避けられないところであり、有識者懇談会でも、「戦後、あるいは昭和45年以降だけではなく、それ以前の北海道の歴史をもう一度捉え直すことを含まざるを得ない」との意見があった。

さらに、前掲の『新北海道史』第6巻、通説5について、昭和20年8月以降の記述のあり方に、「非常に不十分な段階なので、極端にいうと戦後は北海道史はなかったといってもよい」との意見もあった。このように、『新北海道史』第6巻の通説は、「歴史というよりは今後の修史事業として、重要な史料をできるだけもれなく年代順に、部門別に整理した」と担当の編者自らが

「例言」で述べているように、当時としては、まだ昭和20年の敗戦から直近の時代である戦後の北海道について、歴史の対象として客観的に認識し、叙述することが困難であったものと推察される。更に付言すれば、編者が、アイヌの農耕文化の研究を専門とする研究者であることも無関係ではないだろう。

また『新北海道史』自体も、『新撰北海道史』の後継史として、近代の北海道開拓を重視する傾向が見受けられたのに対し、「ここ数十年、道民が経験した様々な出来事に重点を置いていくことも大事」という意見もあった。

有識者からよせられた、こうした意見を生かし、その一方で北海道史を全面的に書き改めるとなると、相当な時間（『新北海道史』の場合は18年間、それ以前の準備段階を含めると25年間）と経費を必要とするのではないかとといった道側の事情も併せ、さらに検討した結果、「戦後の現代史の編さんを中心とするとともに、先史時代からの研究成果の蓄積は、別に編さんする概説に盛り込む」ことにする旨、有識者懇談会で取りまとめられた。

なお、日本が敗戦を迎えた昭和20年は、日本史の時期区分において、近代から「現代」という時代を再区分する一つの節目として一般的に認識されている。それと同時に、歴史上の事象は連続するものでもある。全ての歴史上の事象を、敗戦を以って一律に断絶して理解することは適切ではないことから（例えば、中村政則は「貫戦史」という概念で、その連続面を説明する。同『戦後史』岩波新書、平成17年）、事象によっては、戦中・戦前にまで遡って叙述し、その源流や長期的動向を示すことを想定している。

(2) 資料編の重視

最近、都道府県や政令指定都市など比較的大規模な自治体が刊行する自治体史は、当該地域の歴史を年代順に叙述する通史編と、通史編の叙述の根拠となる資料を詳細な解説つきで提供する資料編とからなる場合がほとんどである。とりわけ、近年はこの資料編を重視する傾向が強くなっており、資料編を通史編の数倍

規模の巻数で刊行し、中には通史編を刊行しないで資料編のみとする県もある。そして、資料編に掲載される資料も、1巻あたり数百件に上る場合がある。

資料編は通史編のように時代の経過とともに内容が古くなることなく、次の編さんや他の論考にも生かすことができ、また、資料編のための調査自体が、新たな資料の発掘や恒久的な保存に直接的な効果がある。かつては通史編の添え物として見られがちな資料編であるが、その時々解釈に左右されない歴史資料に対する認識の変化が、近年の資料編重視という傾向の背景にある。

今回の編さんの中心となる北海道現代史に関係する資料は膨大に存在するが、その中から後世に残すべきものを確実に残して伝えることは、今の時代にしかできない極めて重要な作業である。

これまでの道史編さんでも、資料編を無視していたわけではない。戦前に刊行された『新撰北海道史』では、全7巻のうち3巻が資料編、同じく前回の『新北海道史』でも、全9巻のうち3巻が資料編であるが、いずれも最後の1巻は年表と統計・索引である。残る2巻に収録された資料も、『新撰北海道史』では「開拓使顧問 ホラシ・ケブロン報文」や「北海道三県巡視復命書」など、『新北海道史』では「開拓使日誌」や「北海道第一期殖産事業計画報文」などといったように、比較的まとまりのある大部の一件資料をそのまま収録する形であった。

道史として初めて資料編を重視する今回の編さん事業では、道内外の広汎な資料調査をもとにして、「政治・行政」、「産業・経済」、「社会・教育・文化」という各分野別に計3巻を刊行する。そして、収録された資料には詳細な解説を施し、それをもとにして、全2巻の通史編を刊行する計画である。

(3) 概説と年表の作成

今回の新道史編さんでは、戦後の現代史を中心とする一方、別に先史時代から現代までを対象とする概説を編さんし、『新北海道史』の刊行以降に飛躍的に発展した、先史・古代から近・現代にいたる各分野の最

新の研究成果を盛り込むことにしている。

概説は従来の道史でも編さんされてきたが、有識者懇談会では、「これまでの道史の概説は、通史の単なる要約に留まっているように見えるが、今回は内容的に意味のある概説に取り組むべき」との意見が寄せられた。また、一般道民に理解しやすい内容構成に留意して、平易ながら学問的水準が高く、充実した内容の概説を刊行することが求められている。有識者懇談会では、難しい作業ながら、新たな視点で描かれる概説に期待する声が多数寄せられている。

こうした有識者懇談会の意見を受けて、概説部会で検討した結果、内容が『北海道現代史』における「通史編」の「要約的概説」とは基本的に異なることを強調する意味で、書名を『北海道クロニクル（年代記）』と命名した。また、部会の意見として、予定された巻数も1巻では足りないので、上・下2巻程度は必要ではないかという結論になっている。

今回の新道史編さんでは、年表も併せて編さんする。『新北海道史』は、第9巻に古代から現代までの年表（昭和45年12月まで）を収録しているが、そこに掲載された各事項の出典が、一件ごとに明示されている点に特徴がある。今回の年表作成においてもこの方針を踏襲し、刊行年の直前までの事項を追加、補訂して刊行する計画である。

(4) 道史編さん委員会の審議

平成30年度になって北海道史編さん委員会（小磯修二委員長）が発足し、令和元年度までの2年間をかけて「道史編さん大綱」に関する審議を行う中で、新道史編さん計画の骨格が決定した。新道史の骨組だけではなく、その全体的構成、特に『北海道現代史』という誌名や巻数が正式に決定したのは今年度の委員会においてである。

さて、現在編さん計画が進行中の新道史について、その全体構成は次のようになっている。

①『北海道現代史』

資料編と通史編から構成される。資料編は、「政



道史編さん委員会の初会合（平成30.6.28）

治・行政」編、「産業・経済」編、「社会・教育・文化」編の全3巻を以って構成され、収録した資料には解説を付ける予定である。

また通史編は全2巻を予定しており、資料編に収録された資料をもとに分析と考察を加える。叙述の対象とする範囲は、第二次世界大戦後の現代史が中心となる。

②『北海道クロニクル(年代記)』

概説は『北海道クロニクル(年代記)』上、下2巻の予定で、上巻は原始・古代から近世まで、下巻は近・現代がそれぞれ対象となる。

③『北海道史年表』

年表は全1巻の予定で、「新北海道史年表」（『新北海道史』第9巻所収）に補足、追加する。この年表に関しては、一定の社会的需要が期待できることから、民間の出版社に委託して別売することを検討中である。

なお、現在の印刷物を取りまく社会的状況を考慮して、『北海道現代史』についても、インターネットでの公開などに加えて、電子媒体での刊行を推進する計画である。

3 おわりに

先にも触れたが、新道史編さん計画に関する道の原案は、『新北海道史』第6巻、通説5の記述を前提にして、それに昭和45年（1970）以降の歴史を追加するというものだった。この原案に対し、道史協他の歴史・文化系7団体から批判が寄せられた結果、新道史における通説の始期を見直して、昭和20年（1945）の日本の敗戦からスタートすることになったのである。

その点から考えると、道史協などの批判は決して意味がなかったわけではない。むしろ、道の新道史編さん方針の変更に一定の積極的役割を果たしている。今後は、概説の編さんの中でも、この批判を可能な範囲で受け止めてゆきたい。

さて、新道史編さん計画の骨格を定めた「道史編さん大綱」は、「第3 編さんの方針」として次の4点を指摘している。

- (1) 本道の歴史的な変遷を日本及び世界の歴史の中に位置付けること。
- (2) 最新の研究成果を取り入れ、高度な学術研究の水準を保つこと。
- (3) できる限り平易な表現で記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、道民に親しまれるものとする。
- (4) 道内外の広範囲にわたり、資料の調査及び収集を行うほか、収集した資料の保存及び活用を図るとともに、資料の提示に重点を置いた内容とする。

かつて、『新北海道史』の編集が始まるにあたり、高倉新一郎編集長は次のように述べている。「今度の編集事業を、単に道庁内部の一編集係の仕事とはせず、道民の事業とし、その力を結集して、真に道民の、そして道民の誇りとするに価する“新しい”北海道史を作り」たいと（北海道総務部文書課『新しい道史』第1号、昭和38年12月）。

この『新北海道史』が目指そうとした点は、新道史の編さんにも通ずるものがある。新道史の編さんは容易なことではないが、先の「方針」を積極的に受け止めて編さん事業に取り組んでゆきたい。

（くわばら まさと／編集長、北海道史
編さん委員 元札幌大学学長）

『北海道現代史』に望む

田 端 宏

2017年1月、新聞報道では18年度から新北海道史続編の編さんをはじめることが道の方針として固められ準備経費も新年度予算に盛り込む方向である、とのことでした。そして続編の編さんは1969～81年の間に全9巻が刊行された『新北海道史』で扱われている年代に続く71年以降の北海道の歩みをまとめて次世代に引き継ぐという考えで北海道150年事業にあわせて取り組む、ということでした。

このニュースは北海道の歴史に関心を持つ人々に大きな驚きを与えました。『新北海道史』が刊行完結のあと36年ほど経ています。この間の研究の進展、新史料の紹介、翻刻、新しい歴史観（アイヌ史、女性史、民衆史、地域史など史実の主体のとりあげ方の展開が広がる）などを踏まえた北海道史叙述が1970年代以降だけを扱う『新北海道史』続編を編むことで十分に行けるのか心配されたのです。

北海道史研究協議会など7団体からは道知事、道議会議長にあてて「北海道史編さん事業に関する要望書」が提出（2017年5月）されていますが、この要望書も『新北海道史』編さん後の状況を踏まえ先史時代から現代にいたる本道の史的発展の歩みを叙述する編さん方針を求めています。

前述のような「心配」、「要望」については関係部署で十分に検討いただいた上でのことと思いますが、「道史編さん計画」は『北海道現代史』という誌名（通史編2巻、資料編3巻）で「戦後の節目の45年以降」の年代について叙述する、という方向のように仄聞しています。45年以前の近現代、近世～考古の分野は2巻の概説編で扱い、わかりやすい親しみやすい通史の叙述、という計画のようです。

70年代以降という直近の年代を重視する考え方や敗戦後以降を叙述するという考え方の意味は、身近な年代の歴史を正確に詳密にとらえることの重要性、敗戦日本という歴史的な画期のうちの北海道を把握しなおしてみるということの重要性など肯定的に考えてよい

意味があるとは思っています。

しかし『北海道現代史』の現代史という年代区分にとられると叙述が難しくなる分野がいろいろと存在すると思われます。例えばアイヌ史に関係する分野があります。「アイヌ施策推進法」が制定されて「北海道の先住民族であるアイヌの人々」（第1条）と規定されているのですが、インターネット上や街頭で「アイヌヘイト」の言説があふれています。この風潮を超えて日本史、北海道史が編まれて行く必要があり、考古学的な調査、松前藩時代の対アイヌ関係、施策、開拓使時代の同化政策など、本編の『現代史』でも十分に叙述、論述が必要だと思われます。「北方領土問題」も江戸時代以来の国際関係などの理解について十分に考えなければなりません。

「徴用工問題」も特に戦時中の朝鮮人、中国人の過酷な使役状況、北海道での特徴的な状況などを見ておかなければならないと思われます。本編の年代区分をゆるく考えて『現代史』の充実がはかれるよう執筆・編集がすすめられることを望んでいます。

次に資料編の編集計画についての的はずれながらの希望を記してみます。

2018年に青森県史が最後の通史編1～3巻を刊行して完結しています。1996年からの編集計画が21カ年を経て通史編（3巻）、資料編（25巻）、その他（民俗編、文化財編など8巻）、計36巻（A4版上製本）となって完結しています。新聞報道によれば7万3,000点の史料、500人余の研究者、有識者の協力を得ての成果であるということでした。何十巻という規模で資料編を揃える県史はめずらしいわけではありません（群馬県史、山口県史、福岡県史ほか）。編集体制などについて全く詳かではありませんが、このような大規模な史料編集・刊行の組織を『北海道現代史』の完結の後にも残しておいて修史活動に貢献できる方策はないものかと望外の更に外に及ぶ願望に触れて終わらせていただきます。（たばた ひろし／道史編さん委員、北海道史研究協議会会長）

新しい北海道史像を求めて

大庭 幸生

私は1963年、『新北海道史』編集員として北海道庁職員となり、全9巻の完成（1981年『概説』発行）後、かねて北海道初の文書館設立を準備していた行政資料室に移り、資料整理とその目録作りなどに従事した。直に接する開拓使文書ほかの公文書の整理、保存、研究の仕事も興味深かったが、1993年に満60歳をもって退職した。

『新北海道史』については、同編集機関誌『新しい道史』（1963年12月創刊、32頁。終刊は1981年3月。小野規矩夫編集員担当）を参照いただきたい。小誌ながら、『新北海道史』の準備状況や編集状況を道内諸機関、市町村在住の研究者に伝え、発見史料の紹介から、逆に道内関係者からのさまざまな意見や情報・研究の伝達、集積を得て、あわせて『新北海道史』の仕事に大きな寄与をしたと思われる。

本誌の終刊号77号で、新北海道史総編集長の高倉新一郎先生は「確実な史料センターを造って善本を蒐集し、保存には最もいい方法として活字に印刷し、然るべき所に配布する一方、史料の解説整理をしておくべきことが急務だと痛感した。それは次の北海道史の編集のためばかりではない。今後益々多くなり、いいものが生まれて来る、その基となる地方史編纂のためにもである」と述べている。そのとき既に、その提言に見合った目的と内容を備えた施設として、同じ赤れんが庁舎の中で文書課史料編集係が総務部の新設行政資料室（課）に吸収され、最終目標の道立文書館設立の準備にあっていたのである。

文書館は永い準備期間をへて1985年7月開館したが、その経緯の詳細は『赤れんが』（行政資料課→文書館設立準備室刊）83、84号（終刊号、85年3月）に詳しい。準備段階から開館後の運営まで、道内外関係者の支援を受けつつ、とくに中心となって働いた係員として山川精、鈴江英一、佐藤京子各氏の名前が記憶に残る。

以上、道史と文書館の成立について述べたが、同時

期に過去にはない新しい北海道史の研究が続出したことに注目したい。これは近世・近代分野に同時進行的に革新的な研究が若手研究者によって提出され始めたことを指す。その全体の紹介は筆者の手に余るので、参考文献とその周辺の事情を記すに留める。

第二次大戦後の全国の地方史研究について日本歴史学会が機関誌『日本歴史』240号（1968年5月）で現状報告を試み、北海道関係を小生が担当した。当時の近・現代史関係では、日本資本主義の性格と北海道開拓を結びつけて論じるものが大勢であり、その中から「辺境」論に依拠した諸論がにぎわった。その他産業・経済、移住・集落、自由民権、労働運動、思想・文化、伝記、会社史などの分野に蓄積ができ、道庁関係者による回顧録（橋本東三『拓殖後日譚』は拓殖計画についての必読文献）もいくつか出ている。このほか道内市町村史、関係資料集も出版され、とくに研究の手引きとしての文献目録も多く出た。

以上、大急ぎで1960年代までの研究状況を記したが、実はこのあと北海道とくに近代史の研究は、従来の枠組みを超えた新しい見方に基づく論者によって担われていく。その経過は『日本歴史』562号（1995年3月）に於いて、近世担当の榎森進の論考に続き、桑原真人の「近代」に詳述されている。これは前記の現状報告から20数年後の研究状況を理論と実証面から批判的にまとめたもので、『新北海道史』段階後の道史、市町村史、地域史、民衆史等の現状と今後について詳述しており、「北海道百年」後の道史研究のあるべき姿を示唆していて貴重である。

筆者に与えられた課題とずれているようで恐縮であるが、道史とその周辺の研究状況を顧みることが、「新たな道史」を望むのに役立つと考えたからで、至らぬ点はご容赦ください。

（おおば ゆきお／元『新北海道史』編集員）

史料の蒐集と、北海道の独自性・特殊性へのまなざしと

山本 和重

「新たな道史に望む」ことについて、道外の研究者からもということで、道史に関わる研究成果の乏しい小生にもお声がかかった。北大の大先輩で、学生時代から研究会などをご指導いただいた田端先生、助手時代に『近代日本と北海道』研究会でお世話になった大庭さんと並んで「望む」文章を記すというのは、厚顔無恥の極みに外ならないが、道史に関わる小さな経験から、「望む」ところを2点ほど述べさせていただく。

私の北海道史との関わりは、卒論・修論の指導教員であった故永井秀夫先生編集の『北海道民権史料集』（1986年）、『近代日本と北海道』（1998年）に事務局として参加したことによる。『近代日本と北海道』では、北海道の労働運動について、中間派をテーマに論文を執筆する予定であった。けれども、その時は書けなかった。2009年刊行の『新旭川市史』第4巻で1920年代から敗戦時までの社会運動史を執筆して、やっと宿題を果たせた。市史執筆のモチベーションとなったのは、史料の存在である。市史編集会議事務局が蒐集した法政大学大原社会問題研究所所蔵の無産運動・労働運動関係の原史料とともに、北海道労働資料センターに寄贈された組合運動家喜多幸章関係史料を閲覧することができた。

「新たな」研究を進める上で、史料の蒐集・再発見は重要な意味を持つ。近年、敗戦時に全国一斉に焼却されたとされる兵事資料が、各地で発見されているが、北海道でも利尻郡旧鬼脇村（現利尻富士町）の兵事資料の残存が確認されており、北海道における兵事行政の実態を知ることが可能になっている。『新北海道史』の編集の際にも、史料の所在の確認作業は丁寧に行われたものと思われるが、改めて今日の研究水準での、史料の蒐集作業が望まれる。

『近代日本と北海道』研究会では、麓慎一さん、一瀬啓恵さんとともに、「辺境」論の再検討についても担当した。（こちらも原稿にはできなかった。）「辺境」論

は、レーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』における「辺境」の記述—資本主義（市場）の外延的発展としての「辺境の植民地化」—に依拠したものである。先学は、この規定を援用して北海道を日本の近代化のなかに位置づけようと試み、とくに辺境論において捨象されている権力的契機や辺境の権力構造を組み込む観点から、後進国型あるいは日本型の辺境といった概念も提示された。その後の研究では「辺境」概念よりも、沖縄との対比による「内国植民地」という概念の活用が一般化しているようであるが、いずれにしても近代日本を把握する上で、北海道は他府県とは異質な独自の特徴がある。沖縄に視点を置くことが、日本を対象化・客観化する有益な方法であるように、北海道を考えることも、やはり日本を把握するための有益な方法であると思う。

また、私たちの歴史認識はしばしば現在の国境の枠組みに制約されがちであるが、樺太や千島列島をも視野にいれることは、近代日本の全体像を把握する上で不可欠であり、北海道史が担うべき役割の一つだと思う。1918年の米騒動のきっかけとなった富山県の「女一揆」は、北海道に出稼ぎに出た漁師の妻達によるものであったが、同時期に漁業のために利尻島に来島し、利尻島で軍の簡閲点呼を受ける予定であった漁師が、不漁のために利尻島から樺太に移動し、点呼を無断欠席したという事例が出てくる。小さな事例ではあるが、人の移動という点で北海道と樺太とのつながりを考えさせられる。

樺太はまた、旭川とともに、日本において希少な長編叙事詩—「プラムパゴ中隊」、「飛ぶ櫓」、「長長秋夜」など—を書いた小熊秀雄の感性を培った地であることをも想記させる。前記の史料の蒐集とともに、日本近現代史における北海道の独自性・特殊性へのまなざしの継承もまた、「望む」ところである。

（やまもと かずしげ／東海大学教授）

映像や演劇などの大衆文化が 新たな北海道史にもたらすものとは

Jonathan Bull

大学の授業で私が直面する難しい課題の一つは、「過去」と学生の人生とを関連づけることだ。映画やドラマなど大衆文化は、学生の関心と想像を「過去」へと導く有用な授業ツールだ。新たな道史は、映像や音声資料なども活用しながら編さんされるという。新たな道史が、北海道の過去と今を生きる我々とを繋げる魅力あるものになるであろうと期待している。

私は、樺太から北海道への引揚げと、引揚者の生活再建について研究してきた。最近、文書館等アーカイブの史料だけでなく、演劇や映画などの大衆文化も研究に多くの視座を与えると考えている。北海道には、とても豊かな演劇の歴史がある。札幌では地下鉄の駅や公園の隣など予期せぬ場所で小さな劇場に出くわす。小劇場の趣きは、私がイギリスで慣れ親しんだ市や町の劇場とは大きく異なる。

2018年7月、札幌の中島公園近くの小劇場シアターZOOでは、「フレップの花、咲く頃に」が上演されていた（脚本・監督 山田百次）。樺太引揚者の回想録から得た情報をベースにした脚本で、日ソ戦争直後のソ連領土となったばかりのサハリンに生きる6人が描かれていた。それぞれの役は、日本へ引揚げ生活再建しようとする夫婦の他、朝鮮人の男性とその妻である日本人女性や、樺太アイヌにルーツを持つ女性といった、より複雑な“引揚げ”を抱える者の姿だった。

さらにこの演劇では、敗戦直後にサハリンへ移住したロシア人女性が描かれていた。樺太引揚者の回想録には、ロシア人との生活を描写したものが数多くあり、引揚げまでの数カ月あるいは数年の間の日本人が直面した不安な時間を感傷的に表現しているものが多い。

しかし、この演劇では、スターリングラードの戦い（1942-1943）で家族を失い、戦争直後のサハリンに移住し生活をスタートさせた若いロシア人女性の生活も描き、洞察に富んだ“引揚げ”を表現していた。この演劇は、1945年にサハリンをすぐに去った人々や残らざるを得なかった人々だけでなく、サハリンへ到着した人々にとっても、この戦争が苦痛と苦難を強いるものであったという、根本的かつ重要な点を気づかせてくれる。「引揚者」という言葉は、日本人の苦しみと密接に関わっている。しかし、強制移住による不安、そして故郷への思いは、国境に関係なく存在していた。この点は極めてシンプルであるにも関わらず、回顧録などの情報をベースに歴史を説明する場合、見落とされがちな点である。

回想録など引揚げの記録では、日本へ到着した瞬間またはその直後で内容を終えているものが多いが、博物館展示にも同様の傾向がある。引揚げについて展示する博物館として、舞鶴引揚げ記念館（京都府舞鶴市）と平和祈念展示資料館（東京都新宿区）がある。これら施設の展示では、日本への「帰国」に焦点が当てられており、本国への帰還後、人々がどのように戦後の社会へ再統合したかなどの情報は比較的少ない。1945-1950年に北海道には多くの人が引揚げてきたが、北海道博物館においても引揚げ後に関する展示はほとんどない。

引揚げ後の生活への視点が欠如している博物館展示とは対照的なのが、2018年公開の映画、滝田洋二郎監督、吉永小百合主演の「北の桜守」である。吉永は1945年8月に樺太の恵須取から網走へと引揚げた母親役を演

じた。時代設定は1971年で、吉永演ずる母親が息子と住むために札幌へと引越した後、道北を旅しながら、引揚げ後の生活を回想するドラマだ。映画では引揚者である主人公が戦後の北海道で耐えてきた苦難にスポットを当てていた。この映画はメロドラマ的かつ商業的で、歴史的に「正確」なものであることを意図したものではないように映った。しかし、異なる世代の樺太引揚者の描写は、非常に示唆的であった。

樺太引揚げ時、吉永はすでに成人、息子（堺雅人）は少年であった。堺の役は、「昭和一桁世代」と呼ぶ世代（昭和の一桁、すなわち1926-1934年に生まれた者）あるいは一部の移民研究者が「1.5世代」とも呼ぶ世代である。強制移住に関する研究分野では、1.5世代は引揚げ（または強制移住）を記憶するのに十分な年齢ではあるが、成人ではないが故に、決定に関する完全な責任を負っていないとされる。しかしながら、昭和一桁世代は、日本の「戦争の記憶」に大きな影響を与えているという認識が歴史研究の中にはある。その一方で、この世代の「引揚げの記憶」の影響はあまり着目されない。「北の桜守」で描かれる親子間のストーリー（母親の努力と忍耐の様子から、ビジネスでの成功を決意する息子）は、この手の映画ではありふれたものかもしれない。それでも、この映画は、樺太から戦後日本へと引揚げたさまざまな世代の記憶の相互作用に着目することの重要性を気づかせてくれる。この映画のプロットでも明確になっていたが、この種の記憶の相互作用は、樺太の「記憶」だけでなく、記憶の形成プロセスをも明らかにする。樺太の多くの記憶は、戦後の北海道という文脈の中で、過去と一緒に暮らす人々のニーズに応えながら形成されてきたのである。

「フレップの花、咲く頃に」や「北の桜守」は、樺太の引揚げに対する新たな視座を与えてくれた。演劇や映画といった大衆文化は、引揚げと樺太引揚者の日本帝国崩壊後の新しい生活の構築を調べる不可欠な情報源となり得る。北海道での引揚者の生活再建は、戦後の北海道史と切り離すことなく、ともに語られるべき物語である。「大衆文化」の分析によって、それら

が生まれた社会が見えてくる。同様に、新たな道史がアーカイブからの新たなエビデンスだけでなく、劇や映画などのテキスト以外のソースを用いて編さんされることによって、私たちに新たな視点をもたらしてくれることだろう。

(ジョナサン ブル / 北海道大学講師)

北海道の自立・自治・独創性、その形と意味を

佐藤 宥紹

勇を鼓し記載させていただく、戦後の北海道。

第一にその「形」と「意味」の可視化をお願い。

第二は本州経済に対するはもとより、本道の隣接地に占める位置の変遷、価値の蓄積をたどっていただけまいか。すなわち北方圏、東アジアの諸地域との関係性、果たしてきた役割を明示する好機会と考える。

第三にアプローチの方法。一に多くの関係者とその由緒ある道民に対する採訪・聴き取りの傾注に努められてはいかがであろうか。二には公文書のもつ歴史資料の有意義性が発揮されるものであってほしい。

戦後の北海道。いくつかの画期がある。

北海道大博覧会1958を見学した。遠い記憶ながら「輝く未来」「農業用水ダム・治水・高速輸送網」「農機具機械メーカーの出品」。その内容は、北洋漁業の開発。それに続く『北海道総合開発計画 第二次五ヶ年計画』にそって、本道農業が日本の食糧基地に転ずる原点になったのでは。そう受け止めている。

本道ではまた、産炭地経済なるものが基盤として存在した。我が国経済の戦後復興を支える華やかな時代もあった。しかし1970年代を通じた円高、石油危機、国際漁業規制は北海道経済の環境を大きく変えることになったのだと考える。他方で北海道経済は、「官依存」とも「本州経済の補完」とも称されてははいまいか。加えて「日本のモノづくり」産業が、生産拠点を海外に移転する時代である。

そもそも本州経済が、生産拠点を本道に移す時代のあったことで、北海道は近代化をすすめてきたことに気がつく。移住者の三世、四世が提示する「自ら仕事を創る」の価値が形になった軌跡。北海道経済が自立をめざす過程を豊富化したい。

幼児期。気がつけば田中敏文知事の時代であった。

新憲法に地方自治の章が設けられ、戦後民主主義のシンボルとしての期待が、地方公共団体に託された。それまでの「北海道庁長官」は「北海道知事」にかわった。

日本炭鉱労働組合、国鉄や電電公社（いずれも当時）に代表される公共企業体等労働組合協議会などの存在

がある。しかしそれだけではなく、「子どもを戦場に送らない」「同じあやまちをくりかえさない」の合言葉があった。田中道政 — 町村・堂垣内体制 — 横路・堀施政。地方公共団体はキーワードに揺れたのであるまいか。「地方自治」「中央直結」「三割自治」「地方分権」。

指摘するまでもなく、地方公共団体は都道府県と市町村の自治体に区分される。都道府県が国と市町村自治体の間にあって、国民主権下の民主主義と地方自治の定着に果たしてきた機能と到達点。それは考える以上に大きな位置を占めているものと思うのである、が。

道民の生活・文化を重く位置づけ、その独創性に注目。

はじめにアイヌ民族文化が存在する。本道の近世・近代はマイノリティを「上から目線」で軽視・無視・否定を重ねる位置にあった。アイヌ民族の生業・生活・信仰を学ぶ姿勢は乏しく、寒冷地気象で疾病・罹患で命を、資源では持続可能利用の道を失った。この経験の形と意味は北海道を考えるソフトやプログラムとして最重要と、私は思う。

他方で移住者の三世、四世は「北方型寒冷地住宅」を開発。北海道民は本州からの体験移住者に胸を張る。その独創性ゆえに「北海道は夏の暑さ、冬の寒さを我慢せずに過ごせる」。

むすびに代え「公文書を活かして」と、要望させていただく。

昨今、政権の公文書管理とその取り扱いは、目にあまる。主権者に対する説明責任のために構築された制度の意味と知恵が、ないがしろにされている。地方公共団体の職員の多くが「国のやっていること、おかしくない？」。首かしげてはいまいか。

他方で公文書は、歴史資料として後世の子孫に伝える文化財産。特に政策決定で「民意を活かす」にはらった意思形成過程の文面も含め、『ぬくもりのある北海道史』をまとめて下さい。

（さとう ひろつぐ／釧路短期大学教授）

占領期における米軍による人身被害

平野 友彦

問題の所在

本年、令和2年（2020）1月22日から2月8日にかけて、陸上自衛隊と在沖縄米海兵隊の約4100人が参加し、オスプレイ2機も加わるという、過去最大の日米共同訓練が、北海道大演習場と矢臼別演習場で行われた。沖縄の基地負担軽減を目的とする訓練移転の一環であったが、訓練の具体的な情報がほとんど地元自治体に知らされず、特に事故やトラブルが相次ぐオスプレイの参加で、報道では、住民は不安な日々を過ごしたという。

米軍は敗戦から昭和27年（1952）に平和条約、日米安全保障条約、日米行政協定が同時に発効するまでのいわゆる占領期は占領軍として、その後今日までは駐留軍として、日本国内に存在し続けている。この間、沖縄をはじめ各地で住民との間に、事故や犯罪、騒音、環境破壊など多くの問題が生じた。しかしながら、日米地位協定などの制約があつて、被害者の救済や事態の改善が十分に行われてきたとはいいがたい。

こうした状況がなぜ続いてきたのか、それを考えるためには、占領期において、占領軍（主に米軍）と地域住民との間にどのような問題が起きていたのかを知る必要がある。

占領下の人身被害に関する研究状況

しかし、占領期には占領軍に関わる問題が起きて、その事実は一般に認識されづかった。それは、昭和20年9月にGHQが発した報道規制に関する覚書（プレス・コード）によって、占領軍を批判する内容の報道が禁じられていたからである（プレス・コードは講和発効後に失効）。

こうした背景もあつて、特に占領軍による人身被害については、ほとんど研究されておらず、「占領下の人身被害問題は戦後日本史認識のミッシングリンクで

あるといわざるをえない」状況であつた¹⁾。

近年、この問題に関する研究がようやく始まった。現在は、存在が明らかになった占領期の人身被害の実態を記す資料を手掛かりに、全国各地の被害実態の掘り起こしが進められている²⁾。

存在が確認された資料とは、同33年に全国調達庁職員労働組合が実施した被害実態の全国調査に関するものであつた³⁾。資料には、北海道を含む各地から回収された1000件を超える調査票のほか、回答者からの私信も含まれているという。

被害に関する資料の所在

占領期においても、被害に対する補償措置は講じられていた。補償は見舞金支給として行われ、その所管官庁は厚生省であつた。しかし、実際の見舞金支給業務は、都道府県が申請を受理し、審査及び決定して支払うという形がとられ、その際、都道府県は市町村にも協力を求めた⁴⁾。そうであれば、被害の情報は都道府県や市町村に共有され、それに関する資料がそれぞれの自治体で作られていた可能性がある。

筆者は現在、『新恵庭市史』の編集に関わっているが、恵庭市には米軍や自衛隊に関する資料が残されており、その中には占領期の米軍による被害に関するものも含まれている。道や他の道内市町村でもこうした資料が残されている可能性は十分にあると思われる。

ミッシングリンク解消には、今後、各自治体における被害に関する資料の探索とともに、各自治体がこの問題にどう対応したかを調べていくことが必要となる。本稿では、占領期に行われた被害補償の状況と、北海道における米軍による人身被害について、その一端を垣間見ることとしたい。

占領期の被害に対する補償措置

まず、占領期に政府が行った被害に対する補償措置

を見ておこう。占領後、占領軍はすぐに、旧日本軍の兵器・弾薬類の処理に取り掛かったが、その作業に当たったのは、米軍の労務提供の命令に従って日本政府が従事させた日本人であった。

危険な作業で事故も多発した。政府は占領軍に賠償を要求したが、回答を得られず、昭和21年5月に、「進駐軍による爆破作業及びこれに類する事故に因り危害を受けた者に対する援護に関する件」を閣議決定し、行政措置として、国費をもって被害者に見舞金を給付することとした⁵⁾。これが人身被害に対する補償の始まりであった。この時算定された、死亡見舞金の額は500円以内であった。因みに、同年の国家公務員上級職の初任給は540円であった⁶⁾。

同年9月、GHQは覚書を発して損害賠償の拒否を政府に通達した。以後、補償は政府が担うこととなった。しかし、政府はその後も、「連合軍の軍人軍属の日本人に対する加害行為ないし犯罪」に対する賠償については、日本政府が負う法的義務は何もなく、「連合軍側で負うべきものであるという見解」を固持し、国家賠償としての対応はしなかった⁷⁾。こうした政府の方針が、その後、補償の見直しを求める広範な運動が展開される要因となった。

なお、補償金の額は、死亡見舞金を例にとると、500円以内の後、賃金水準を考慮して、同24年3月に5万円以内、25年1月に10万円以内、26年5月に20万円以内と引き上げられた⁸⁾。

平和条約発効と被害補償

昭和27年4月28日に平和条約、安保条約、行政協定が発効した。平和条約第19条によって、日本は連合国に対する賠償請求権を放棄し、行政協定第18条によって、占領軍兵士による損害への補償は日本の責任で処理することとなり、同日、その実施に関する民事特別法が公布された。また、補償業務の所管は厚生省から調達庁に移った。

新体制の発足に伴い、見舞金の支給基準が改められ、調査を通じて新基準と過去の支給額に差が認められた場合は、追給措置が講じられることとなった⁹⁾。そこで、この新基準に基づいて、同27～28年にかけて調査

が行われ、それを踏まえて、追給措置や未受給者への支給が実施された。その内訳は、死亡見舞金4339件、障害見舞金1584件、療養見舞金4075件で、総計9998件、支給総額約3億1670万円であった。ただし、これをもって、見舞金の支給は打ち切られた¹⁰⁾。

補償請求運動の展開

しかし、この新基準による補償措置はかえって被害者らの反発を招いた。新基準による支給額に対して、それ以前の支給額がかなり低く、その追給措置も不十分で、支給漏れも多く発生していたからであった。不満を抱いた被害者らは、国会や政府に補償の充実を要求し、一方で損害賠償請求訴訟を起こすに至った。

この間、昭和28年の広島県呉市をはじめとして、各地に被害者連盟が結成されるなど、補償請求運動の組織化が図られ、同34年1月には19県の連盟が合わさって「全国進駐軍被害者連合会」が結成された¹¹⁾。

請求運動が全国的な広がりを見せる中、国会でも野党が政府の補償措置を厳しく批判し、改めて実態調査の実施を求めた。これを受け、政府は同33年12月の衆議院内閣委員会で、34年度に、しかるべき予算をかけ、専従職員を配置して全国的な実態調査を実施することを約束した¹²⁾。

調達庁による被害実態調査の実施

調達庁は昭和34年4月1日から翌年3月31日までの1年間をかけて被害の実態調査を行った。それによって把握された占領期における被害の総件数は9352件であった（昭36.7.31現在）。その集計結果は、同37年1月発行の『調達時報 No.35』に掲載された¹³⁾。

なお、前述した全国調達庁職員労働組合による実態調査は、被害救済の業務に携わり、その現状を憂慮した職員らが、同33年にこの調達庁の調査に先駆けて行ったものである。

次頁の表①・②は、上記論稿中の表から抜き出したもので、①は占領期における被害別件数（昭36.7.31現在）、②は占領期の期間ごとの件数（昭36.7.10現在）である。ただし、表②中には、(2)昭22.10.27～昭24.1.31と(5)昭26.4.1～昭26.9.7の未支給の計、障害と療養の

未支給の計に誤りがある。よって、昭36.7.10現在の総件数は9350件となる。

上記論稿は調査結果について、次のように総括している。

占領期には、死亡被害が最も多かった（占領期の被害総件数の約42%、表①）。占領期の被害総件数の約61%が占領前半期（昭20・9・2～24・1・31）に発生した。死亡被害は死亡総件数の約75%が占領前半期に集中している（表②）。

死亡被害の多くは交通事故であったが、講和発効後と違い、占領期には故意によるものが多く、「不法射殺、暴行等刑事犯罪に属するもの」も占領期に多かった。被害によって生計の中心を失い四散した家族、いまだに療養を余儀なくされている者もいる。

見舞金の支給状況は、既に救済を受けた者（既支給者）6785人、未だに受けていない者（未支給者）2567人で、見舞金の額は、占領期の方が講和発効後に比べ著しく低かった。

調査を通じて、被害の多くが占領直後の混乱の中で起き、そこでの被害者には十分な補償がされていないことが明らかになった。このことについて、上記論稿は、ここに「戦争感情の余燼が窺われ」、「敗戦の傷痕が

この時期に深く刻み付けられていることが解る」と述べ、調査結果を考慮した救済措置が必要と記している。

給付金支給法の制定と被害補償の終息

この実態調査の結果を踏まえ、政府は昭和36年3月に「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案」（給付金支給法案）を国会に提出した。社会党が提出した同様の法案と同時に審議されたが、この時は審議未了となった。次いで、同年10月の臨時国会に改めて提出され、同じく社会党法案との併行審議となったが、社会党との妥協が成り、11月、法律案は成立し公布された¹⁴⁾。

こうして補償措置は従来の行政措置から法律に基づくものになった。しかし、この給付金支給法は、被害が「国が始めた戦争の結果」として引き起こされたという観点に立って制定されたものではなく、見舞金を給付金に言い換えただけに過ぎず、「被害者が心から納得できるものではなかった」。しかし、新安保条約の成立（昭和35年）、国民所得倍増計画の開始（同36年）など、社会の急激な変化に伴い、被害補償は、この法律制定をもって解決したものとされ、社会からも忘れられていったという¹⁵⁾。

表① 占領期の被害種別件数（昭36.7.31現在）

種別	既支給者	%	未支給者	%	計	%
死亡	3,206	47	697	27	3,903	42
傷害	1,270	19	833	32	2,103	22
療養	2,309	34	1,037	41	3,346	36
計	6,785	100	2,567	100	9,352	100

北海道における人身被害の研究状況

北海道に占領軍が本格的に進駐したのは昭和20年10月のことであった。アメリカの第8軍第9軍団第77歩兵

表② 占領期の期間区分別件数（昭36.7.10現在）

期間区分	死亡		傷害		療養		計		%
	既支給	未支給	既支給	未支給	既支給	未支給	既支給	未支給	
(1) 昭20.9.2～ 昭22.10.26	1,840 (67%)	530 (34%)	509 (19%)	500 (33%)	394 (14%)	503 (33%)	2,743 (100%)	1,533 (100%)	45.8
(2) 昭22.10.27～ 昭24.1.31	511 (46%)	79 (26%)	230 (21%)	94 (32%)	364 (33%)	127 (42%)	1,105 (100%)	303 (100%)	15.0
(3) 昭24.2.1～ 昭24.12.31	270 (32%)	25 (12%)	222 (27%)	64 (30%)	346 (41%)	123 (58%)	838 (100%)	212 (100%)	11.2
(4) 昭25.1.1～ 昭26.3.31	363 (33%)	30 (11%)	243 (22%)	77 (29%)	489 (45%)	163 (60%)	1,095 (100%)	270 (100%)	14.6
(5) 昭26.4.1～ 昭26.9.7	109 (25%)	15 (13%)	106 (25%)	27 (22%)	216 (50%)	79 (65%)	431 (100%)	120 (100%)	5.9
(6) 昭26.9.8～ 昭27.4.27	133 (23%)	18 (14%)	117 (21%)	68 (53%)	323 (56%)	43 (33%)	573 (100%)	129 (100%)	7.5
計	3,226	697	1,427	833	2,132	1,037	6,785	2,567	100
	3,923		2,260		3,169		9,352		

師団が進駐した。部隊は、その後、第11空挺師団、第7歩兵師団、オクラホマ州兵第45歩兵師団、第1騎兵師団とつぎつぎ入れ替わった¹⁶⁾。

米軍の駐屯地は札幌、小樽、函館、旭川、室蘭、稚内、美幌、帯広に置かれた¹⁷⁾。また、日米行政協定に基づいて同27年7月に成立した、施設・区域の提供に関する協定によって、千歳、恵庭、八雲、門別、苫小牧などの土地も演習場、射撃場、飛行場等として米軍に提供された。

そこで、米軍による被害について、これらの地域の自治体史を確認した。すると、演習用として接収された土地の被害についての記述はあるが、米軍との人間関係については、友好的な交流を記したものが多く、人身被害の実態に関するものはほとんどないことがわかった。人身被害についての記述はあるが、それは、特に進駐による婦女子への被害に対する不安とその対策に関するものであり、被害の実態や全体像、その補償などについてはほとんど記されていない。『恵庭市史』にも書かれていなかった。

被害の実態に関する言及は、『北海道史』¹⁸⁾や『増補千歳市史』・『新千歳市史 通史編下巻』¹⁹⁾に見えるが、前者は、後述する『北海道警察史』の内容を踏襲したものである。後者の『増補千歳市史』は、「米兵の乱暴は絶えなかった」として、『千歳毎日』の記事をもとに、酔った米兵が日本人に暴行を加えたという、同じ日に起きた二つの事件を紹介しているが、「米兵による町での犯罪もあったが、多くは軽度のものであった」と総括している。また、『新千歳市史 通史編下巻』も、米軍の日本人への「理不尽な行為は記録には残ってなくてもその実態は想像に難くない」としつつ、米兵の拳銃による二つの事件（殺害、傷害）を紹介するとどまっている。

自治体史以外では、北海道における占領軍の軍政活動を初めて詳細に明らかにした、西川博史『日本占領と軍政活動 占領軍は北海道で何をしたか』²⁰⁾も、人身被害のことについては記していない。

ただし、毎日新聞の北海道社会面に連載された記事を中心にまとめられた『私たちの証言 北海道終戦史』²¹⁾には、1件ではあるが、人身被害としては極めて稀有と思われる事件が紹介されている。それは小樽での交

通事故で（日時は不明）、自転車に乗った日本人が米軍のオートバイにはねられたが、非が米軍にあったため、米軍で翻訳などの仕事をしていた日本人が間に入って米軍に提訴し、軍法会議で勝ち、治療費まで出たという。

以上のことから、北海道においては、占領軍による人身被害の問題は、これまで公になることは少なく、研究もほとんどされてこなかったといえよう。

『北海道警察史』に見える道内の被害状況

そうした中、管見の限り唯一、『北海道警察史』²²⁾に、人身被害に関する、やや詳しい記述が見える。

そこには、進駐開始の昭和20年10月から同21年4月までの、進駐軍兵士による不法行為一覧、日本人による進駐軍に対する不法行為一覧、及び『札幌中央署沿革誌』を典拠とする、同23年の「札幌市内の進駐軍犯罪」の表が掲げられている。

同書は、これらの表に示された数字をもとに、米軍兵士の不法行為について、次のように記している。

占領当初は数も少なく(46件)、内容も軽微であったが、間もなく犯罪の増加、悪質化が見られ、21年2月にピーク(111件)に達するが、その後は減少した。減少の要因は、①日本人の警戒心の向上、②米軍憲兵(MP)の取締り強化等によるとも推測できるが、「外聞を恥じて届出ない事件も相当数」あり、「この表から直ちに彼等の不良行為が減少したとは断定できない」と。

新聞記事が伝える道内の被害状況

『北海道警察史』は占領当初の道内の被害状況を明らかにしたが、占領時代全体の状況については記していない。

そこで、新聞記事を探してみると、昭和28年10月1日の『北海道新聞』に、道内の人身被害の概要がわかる記事が掲載されていた。

これは、「私の抗議」という、記者の抗議に政府担当者が答えるという形式のコラム記事である。記者が、北海道における被害補償の実態に基づいてその是正を求め、それを受け、特別調達庁補償課長が年内に被害

者への追加補償を行うと回答している。

この記事は、その日付から、前述した、調達庁が講和発効後の27～28年にかけて実施した見舞金の追給措置に絡めて書かれたものと思われる。記者は、「(北海道) 道渉外課補償係のノート」を参考にしたと記しており、おそらく、追給措置の実施に向けて、調達庁から北海道に全道調査と補償の追加申請の依頼があり、それを担当したのが渉外課で、そこにその調査結果等が集約されていたのであろう。

記事には、(1)28年までの被害の概要と、(2)3件の事例が記されていた。

(1) 被害の概要

北海道での被害数(補償を求めて北海道の渉外課に申し出た数)は、同28年の時点で455件。その大部分が札幌と千歳に集中し、交通事故が圧倒的に多かった。また、455件のうち、307件は講和発効以前の占領期に起きていた。24年ころまでの補償は、死亡でも一人わずか500～1000円に過ぎなかった。北海道は全道の被害調査を踏まえ、現在、調達庁に「追加補償」を要求している。

(2) 事例

1. 札幌市豊平の大工(64)

昭和21年5月、自宅付近の電車通りを自転車で通行中、米兵4名に暴行を受け、脳の圧迫で死亡、見舞金1000円。

被害者の妻(58)は、夫の死については今更何も言いたくないが、それからここまでの8年間、15を頭に3人の子供を育てるのにいうに言われぬ苦労をしたと涙ながらに語り、現在は被害補償として相当出ると聞くが、主人の時は1000円しか出ず、それでは「主人にロクな花だってあげてやれません」と訴えていた。

2. 札幌市白石の会社員(51)

同26年9月、自転車で帰宅途中、苗穂の踏切で米軍牽引車に接触し頭部を強打、現在も精神科に入院中、医療扶助で療養。

3. 札幌市南13西10の北海道大学職員(41)

同21年6月、北大構内で米兵3名に殴打されて右眼失明、見舞金500円。

他に、道内の被害については触れていないが、同34

年9月21日の同新聞に、前述した、調達庁が同34年度に行った全国の実態調査について報じた記事があった。

そこには、同年4～6月の第1回調査の結果が記されていた。それによると、被害者は全国で7578人、このうち1039人が何の補償も受けず泣き寝入りになっている。被害者の内訳は、死亡3403人、負傷3772人、その他403人。加害者のほとんどは米兵で、被害の8割以上が米軍車両による交通事故。被害者は中流以下の家庭が多く、中には、一家の働き手を失って、現在最低の生活を送っている家庭もあるという。

また、事例として、同20年11月、奈良市の地方公務員(25)が春日大社の境内で米兵に日本刀で刺されて即死し、29年までに6万3000円だけ補償金が出たが、その後、両親が子息の後を追って自殺したという、痛ましいケースが紹介されている。

わずか数件に過ぎないが、これらの事例を見ると、全国でも道内でも、占領期の米軍による人身被害は、暴悪であったり、被害者家族に多大な影響が及ぶなど悲惨であった。米軍はもちろん国からも十分な補償や保護がなされず、事件後、被害者や家族は自助努力で生計を維持せざるを得ず、過酷な生活を強いられたのである。

結 語

以上、占領期の人身被害について見てきたが、その実情については、ミッシングリンクといわれるように、ほとんど明らかになっていないというのが現状である。このままでは、被害の事実があったことすら忘れ去られてしまいかねない。

個人情報の問題はあるが、現代社会の直接の出発点である占領期の地域社会の実情を知るには、人身被害の実態についても明らかにする必要がある。全国調達庁職員労働組合による実態調査については、分析と公開に向けての準備が進められていると聞いている。恵庭市所蔵資料については、近刊予定の『新恵庭市史』に反映されることになっている。

今後は、米軍による被害について、北海道庁や道内市町村における資料の残存状況を調べ、それを手掛か

りに、人身被害とともに接収地問題についても検討を加え、北海道全体の実情を明らかにしていきたいと考えている。

〔注記〕

- 1) 藤目ゆき「占領軍被害の研究」(科研費研究成果報告書、2015)
- 2) 前掲1)及び同「連合国占領軍の事故・犯罪による人身被害」(木戸衛一編『平和研究入門』大阪大学出版会、2014)
- 3) 調達庁は、日米行政協定発効後、特別調達庁を改称したもので、占領軍による被害の補償問題を扱った。
- 4) 防衛施設庁総務部編『防衛施設庁史 第2巻』(1978)
- 5) 前掲4)
- 6) 週刊朝日編『値段史年表 明治・大正・昭和』(朝日新聞社、1988)
- 7) 「衆議院外務委員会議録・昭和24年4月13日」(国立国会図書館・国会会議録検索システム)
- 8) 前掲4)
- 9) 昭和27年5月閣議了解。
- 10) 藤井謙一「占領下における旧連合軍の不法行為による損害の補償問題について」(調達庁編『調達時報 No.26』、1959)
- 11) 前掲2)後段
- 12) 「衆議院内閣委員会議録・昭和33年12月16日」(国立国会図書館・国会会議録検索システム)
- 13) 調達庁総務部補償課「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律解説」(調達庁編『調達時報 No.35』、1962)
- 14) 前掲13)
- 15) 前掲2)後段
- 16) 北海道編『新北海道史 第6巻通説5』(1977)
- 17) 前掲16)
- 18) 前掲16)
- 19) 千歳市編『増補千歳市史』(1983)、千歳市編『新千歳市史 通史編下巻』(2019)
- 20) 西川博史『日本占領と軍政活動 占領軍は北海道で何をしたか』(現代史料出版、2007)
- 21) 毎日新聞社編『私たちの証言 北海道終戦史』(1974)
- 22) 北海道警察史編集委員会編『北海道警察史(二)昭和編』(北海道警察本部、1968)

(ひらの ともひこ／概説部会専門委員
旭川高専名誉教授)

オーラル・ヒストリーの可能性

山崎 幹根

近年、社会科学の分野で、オーラル・ヒストリーという手法が用いられている。オーラル・ヒストリーとは、直訳すれば、口述による歴史的証言または記述、といったところであろうか。筆者の専門分野である政治学でも、この間、政治家や官僚に対する聞き取り調査が行われ、その成果は次々と単行本の形で刊行されており、主要な分析手法として確立したとよいだろう。

オーラル・ヒストリーにより、当時の現場の雰囲気や、当事者しか知りえない政策決定の真相や背景など、紙媒体の資料や記録ではわからない事実や情報を知ることができるという利点がある。現在、今回の道史編さんの具体的な作業に先立ち、政治・行政部会では、多くの方々のご厚意と協力を得て、非公開を前提としたインタビューを行っている（なお、一部は本人の了解を経て資料編に掲載する予定）。今まで行った多くの方々へのインタビューから、貴重な証言を得るとともに、北海道政史全体を鳥瞰する視点を獲得することができた。

意外に思われるかもしれないが、政治・行政に関する一次資料は時代が下るにつれて少なくなり、新しい政治史、行政史を執筆することが困難になる。その主な要因を考えてみると、先ず、政治体制や行政制度が定着していなかった時代では、これらの争点をめぐり、世論が、そして政党間でも論争や対立が繰り広げられていたことがわかる。そして、制度や政策を進める立場も、これに反対する立場も、様々な活動を行っていた足跡が残っている。その後、政治も行政も安定化するにつれて、正当性をわざわざ強調する必要性も低下し、反対論も勢いを失ってゆく。それにつれて、制度や政策をめぐる一次資料が作成、保存されなくなってきたのではないだろうか。実際、筆者が大学院生時代に手掛けてきた北海道開発政策でも、制度創成期の1940年代から50年代にかけて、実に豊富な一次資料が現存し、生き活きとした歴史叙述が可能である。

時代が新しくなるにつれて一次資料が少なくなるもう一つの要因として、情報公開制度の副作用と、公文書管理の不備があると考えられる。本来、情報公開制度は住民の知る権利を保障し、行政情報へのアクセスを容易にする目的を持っている。しかしながら、公開された情報によって住民から批判される事態を行政が恐れるなら、ことさらに行政情報を保持するよりも、行政文書を廃棄する方向に誘因を働かせる。これに加えて、戦後から今日に至るまで、自治体を手掛ける政策分野も事務量も拡大の一途をたどり、取り扱う行政情報も激増していることから、文書を保管するコストも必然的に高くなる。

こうした一次資料のみで現代史を構成することが困難な状況の中、オーラル・ヒストリーは、貴重な手掛かりを与えてくれる。ところが、当事者の述懐には、客観性が担保されていないし、語りたいことがらや、出来上がったストーリーが語られる一方、話たくない、残したくないことがらは回避されてしまう。その意味で、聞き語りを鵜呑みにすることができないのは言うまでもない。それゆえ、聞き手がいかに事前の準備をし、より適切な質問をしつつインタビューを行うかによって、オーラル・ヒストリーの成果は左右される。聞き手の「質問力」が問われるのである。そのためにはやはり、基本的な調査手法を踏まえ、事前にできる限り紙媒体の一次資料を収集し、読み込む作業が不可欠である。さらに、可能な限り、重要な争点については複数の関係者から、異なる立場からの話を聞くことも重要になる。

この間、ご多忙の中、快くインタビューに応じて下さったの方々、そして、事前準備に多大な労力を費やしてくれた事務局のスタッフに感謝の意を表すとともに、今までの成果をこれからの資料編の作業、そして本編の執筆に最大限、活かしてゆきたい。

（やまざき みきね／道史編さん委員会
政治・行政部会長 北海道大学教授）

石炭資料調査 雑感

青木 隆夫

平成30年夏に道史編さんの資料調査作業が始まり、資料編の資料選考と抽出作業にもピッチが入るようになりました。調査に出遅れ感があった私でしたが、各委員のエネルギーな作業に尻を押されるように、今は資料を求めて彷徨しています。

北海道で最後の坑内掘り商業炭鉱となった太平洋炭鉱が閉山したのは、今から18年前となる2002年（平成14）の年でした。現在は、海外の坑内技術者の研修を行う釧路コールマイン（KCM）となって事業が引き継がれています。残念ながら、その石炭を輸送していた太平洋石炭販売輸送の臨港線（旧釧路臨港鉄道）も昨年廃止されました。炭鉱の開発とともに敷設された鉄道線では夕張線（石勝線支線）も廃線を迎えています。奇しくも今回の道史の記録の範囲となる「第二次世界大戦後から2000年頃」と重なるなるタイミングで石炭産業は、明治期以降からの歴史にその終焉を迎えました。最盛時は道内だけでも158鉱の炭鉱数（1958年）、従業員数107千人（1948年）、生産量も2300万トン（1966年）が記録されています。1960年代後半からは生産量では常に国内生産の中心だった九州を超えるようになりました。明治期以降の道内での石炭産業の勃興と展開、戦後の石炭産業の動向に就いては、先の『新北海道史』に記述されるのですが、今回の道史編さんでは改めて第二次世界大戦後の傾斜生産方式による国内の復興増産から、斜陽期を経て、8次に及ぶ石炭政策の遂行と、国内で最後となった太平洋炭鉱の閉山までが対象となっているところです。

資料施設で炭鉱関連の資料を収集していた当時の記憶から、当初は資料の調査には特に不安も感じていませんでした。ただ、実際は閉山後に石炭関連資料の多くが、残念なことに保存されることなく処分されてしまったようです。現在残る資料も一部を除いては道内では見つけることも難しく、特に旧産炭地域では組織的に保存する機運が薄く、個人コレクションに依るところもあり、辛うじて道外などでその一部を見ること

が出来ました。北海道内で資料が残らぬことに一抹の寂しさを感じたところです。石炭産業関係資料は、戦時期の徴用工問題、じん肺や労働災害など、今も訴訟問題を抱える要素もあって企業側の資料には一程度、閲覧や使用に制約がかかるものが多く、また、資料作成後30年経ってから原則として公開されるという「30年ルール」を準拠している資料もあって、なかなかオープンな対応は望めません。

今回は慶應義塾図書館の日本石炭産業関連資料コレクション、北海道労働資料センター資料、道立文書館の経済部資料等、釧路市中央図書館、釧路市立博物館の太平洋炭・鉱炭協関連資料、その他に夕張市石炭博物館資料、道立図書館北方資料室資料、道総研の地質研究所図書室資料など、資料施設・機関を訪ねて改めて石炭関係資料を見直すことができました。

歴史資料がもつ時間的な経過に伴う独特の「臭い」と、落とし切れなかった「埃」。デリケートな古紙の「質感」など、久々に資料に触れることに楽しさを感じつつ、その資料から派生する石炭と炭鉱があった時代の社会の動き、人々の暮らしが目に浮かんでくることです。一口に石炭資料と言っても、どのような内容のものが、その時代・時間の事象を直接・間接に反映しているのか、資料がどのような普遍的な価値観を持って広く深く投影できるのか、物言わぬ資料が囁く「声」を聴き（読み）ながら、判断するところも醍醐味の一つでした。

先月の新聞に、函館税関がまとめた2019年版の「北海道貿易概況」に、道内輸入産物の中で海外からの石炭が約900万トンとなっていました。道内で石炭生産が盛んだった時期には、それをはるかに凌駕する量の石炭が、北海道で生産されていたことを思えば隔世の感を覚えます。

（あおき たかお／道史編さん委員会産業・経済部会
調査研究委員、夕張地域史研究資料調査室長）

記録の保存と活用をめぐる困難

角 一典

公文書管理法（2009年制定）第一条は次のように書かれている。「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等が有するその諸活動を現在および将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」。

しかし、安倍政権において公文書管理がしばしば問題となっているように、現実の運用においては、公文書管理に関する日本の政治および官僚機構の杜撰さが露呈した形となっている。アメリカの公文書管理と比較した時の日本の低次元さには目を覆いたくなる。

翻って、北海道庁の公文書管理をみると、一定の努力は評価するが、公文書管理法の精神に鑑みれば、相当地に改良の余地があるように感じられる。資料の公開の方法はもとより、残されるべき公文書の範囲の適切さも含めて、公文書管理法が掲げた精神を実現できるような、新たな制度設計を期待したい。そして、その際に特に重要なのは、予算および権限と同時に、公文書管理に関わるスタッフの充実である。図書館並みに使いやすいものになることを目標にしてもらいたい。

私が主に担当することになったのは「社会運動」という項目である。しかしながら、私は、地方政治への関心から、生活クラブ生協が展開していた代理人運動に関心を持った程度で、社会運動の専門家というにはあまりに貧弱な知識しか持ち合わせていなかった。したがって、今回の作業は、専門的な知識を活かして道史編纂に協力しているというよりはむしろ今回の仕事を通して北海道の社会運動について勉強をさせてもら

っているという方が正しい。改めて自分の無知を恥じると同時に、こうした作業は、未来ある優秀な若手研究者が担った方が有益であるのではないかという思いも生じた。

今回の調査では、かつての社会運動の担い手たちが大切に保管してきた非常に貴重な資料を見せていただく機会に恵まれた。そのことに感謝する一方で、年齢80を越す方々が所有するこれらの資料を、未来にどのように引き継いでいくことができるのかということにかなりの不安を覚えた。首都圏には、労働運動に関わる膨大な資料が法政大学大原社会問題研究所に移管され、一部の住民運動の資料が立教大学共生社会研究センター（2010年に埼玉大学から移管）に集積している。高沢皓司氏の所有していた新左翼運動の資料がハワイ大学に移管され、高沢文庫として公開されているような例もある。しかし、北海道にはそのような機関がない（北海道労働資料センターは一部その機能を果たしているかもしれない）。貴重な資料の散逸・廃棄をなんとかして食い止める必要があるが、今のところその解決の道は見えてこない。道内の生協運動については、北海道生協連がその受け皿になり、道内生協の総会議案書が直近40年程度について収集されているものの、それ以外の活動資料については各単協の裁量に任されている。おそらく、すでに解散した単協の資料の多くは廃棄の憂き目にあったと思われるし、現存する単協の資料も、一定期間を過ぎたものは廃棄されているだろう。公文書の保存の問題以上に、社会運動に関わる資料の保存の問題は深刻である。そして同時に、保存された資料をどのように活用していくかという点も考えていかなければならない。資料は、保管するだけでは不十分であり、それを活用する道を拓かなければならない。しかしながら道は非常に険しい。

（かど かずのり／道史編さん委員会社会・教育・文化部会調査研究委員 北海道教育大学旭川校教授）

編さん活動報告

— 準備期から事業2年目まで 2017.6～2020.3 —

道史の編さん事業は、「北海道150年」にあたる平成30（2018）年度から始まったが、その端緒は平成28年6月29日開催の道議会一般質問にある。中野秀敏議員（自民党・道民会議）から、「北海道150年」を機に、昭和45（1970）年までを対象に編さんされた前回の『新北海道史』を引き継ぎ、その後の様々な出来事を次世代につなげていく必要があるとして、新たな道史の編さんについて知事の意向を質した。知事は、「後継の北海道史の編さんに取り組んでまいらる」旨を答弁し、ここから編さん開始のための作業が始まる。

準備期間を経て、事業2年目（令和元年度）終了時までの主な活動状況を以下にまとめた（令和2年3月25日現在）。

編さん準備

編さんの準備は、総務部法務法人局法制文書課文書館で、職員2～3名で担当した。まず、現在編さん中、あるいは編さん終了間もない各県に、実施体制や予算規模などを文書で照会し、平成28年9～10月には青森県と山口県の県史編さん室を訪問し、聞き取りと見学を行った。その後、編さん組織の検討の中で、中核としてご参画いただきたい学識者のもとに、順次説明に伺った。

平成29（2019）年度は、編さんの骨格となる「道史編さん大綱」を策定するための1年となった。6月から10月までの4カ月間に、「道史編さんに関する有識者懇談会」（以下、「有識者懇談会」）を計3回開催し、13名の有識者からご意見を伺った。

その有識者懇談会に先立つ平成29年5月11日、道内の歴史系7研究団体から、「北海道史編さん事業に関する要望書」が知事及び道議会議長に提出された。要望の最も大きな点は、編さんの対象時期に関するもので、『新北海道史』以降の続編としての編さんではなく、先史時代から新たに作り直すべきというものであった。

そこで第1回有識者懇談会では、道の当初案である昭和45年以降の「続編案」とともに、対象を戦後以降まで遡るとともに、先史時代から現代までを新たな視点で叙述する普及版の通史及び北海道史年表を追加した案を併記した。有識者懇談会では、以後、主として後者の案を軸に検討が進

められる。

3回の有識者懇談会を終えると、有識者意見をもとに作成した「道史編さん大綱（素案）」を対象に、12月6日から1カ月間パブリックコメントを実施、延べ29件の意見が寄せられた。それらの意見を精査検討したうえで、平成30年3月29日、道史編さん大綱が知事決定した。

また並行して、学識者による「道史編さん準備会」を開催し、事業開始に向けた具体的な検討を行った（この準備会は、編さん開始後の企画編集部会へとつながる）。準備会の主な議事内容は以下のとおり。

第1回道史編さん準備会（平成29年10月30日開催）

- ・各部会委員の推薦
- ・資料調査・収集について

第2回道史編さん準備会（平成30年3月7日開催）

- ・編さん委員、部会長、部会構成員について
- ・資料編の仕分け及びアイヌ史の取扱いについて
- ・「概説」の検討課題について
- ・資料調査の進め方について

準備会で部会の構想がほぼ固まった3月には、分野ごとのワーキングが次々と開催され、委員の補充などが議論されていく。

平成30年3月30日、北海道史編さん委員会条例が制定された。「北海道史の編さんに関する方策を定め、推進するために、知事の附属機関として」委員会を置くこと、またその下に各部会を置くことや、知事が任命する委員を置くことが条例で定められた。

編さん室設置、事業開始

平成30年4月2日、総務部法務法人局法制文書課の課内室として道史編さん室が発足し、赤れんが庁舎にある文書館事務室の一角を室とし、「道史編さん室」の看板を掲げた。

編さん室の最初の仕事として、道史編さんのスタートを広く知ってもらうことを目的に、6月18日から29日までの期間、企画展「戦後北海道写真展－記憶の風景」を赤れんが庁舎で開催した。現代史が中心となることから、戦後の北海道のあゆみを振り返る写真資料のほか、大正期に刊行



編さん事業スタートアップ企画展（平成30.6）

された最初の道史の実物原稿を展示した。

平成31年6月、赤れんが庁舎の改修工事に伴い、道史編さん室を本庁舎5階法制文書課内に移転、委員の打ち合わせ・作業スペースを設けた。

道史編さん委員会

重要事項の審議を行う道史編さん委員会の最初の会議は、平成30年6月28日に赤れんが庁舎で開催された。有識者、学識者、関係団体、公募委員からなる委員15名の中から、小磯修二氏（一般社団法人地域研究工房代表理事）が委員長に選出され、次いで知事の諮問書が、辻副知事から小磯委員長に手交された。主な議事内容は次のとおり。

平成30年度第1回道史編さん委員会（平成30年6月28日開催）

- ・北海道史編さん委員会運営要綱について
- ・部会委員及び部会長の指名について
- ・「道史編さん計画」の作成について

この会議をもって、委員会組織の体制が固まり、各部会の活動が正式に始まる。企画編集部会の部会長に指名された桑原真人氏（元札幌大学学長）が、編集長として実務作業を総括することになった。

道史編さん委員会は、基本的に年1回の開催としている。事業初年度の活動を終え、翌令和元年度の委員会では、1年間の各部会の活動報告と、「道史編さん計画」の策定を中心に審議された。主な議事内容は以下のとおり。

令和元年度第1回道史編さん委員会（令和元年7月25日開催）

- ・各部会・小部会の活動状況報告
- ・「道史編さん計画」の作成について
- ・道史編さん機関誌のWEB開設について

このとき決定された「道史編さん計画」では、現代史の誌名を『北海道現代史』、先史時代からの概説を『北海道クロニクル』とすることや、電子媒体での刊行方針などが明示された。

各部会・小部会の活動

道史編さんの実務は、道史編さん委員会の下に置かれた各部会・小部会が担う。以下は、委員による会議の開催状況（主要議事）と主な調査先を、部会・小部会ごとに年次順にまとめたものである。

(1) 企画編集部会

〈部会会議〉

平成30年度第1回部会（平成30年7月12日開催）

- ・小部会の設置及び小部会長、部会長職務代理者の指名について
- ・各部会の進捗状況
- ・資料調査の進め方について
- ・資料編の構成について
- ・新聞記事データ採取方針について

令和元年度第1回部会（令和元年5月9日開催）

- ・各部会・小部会の進捗状況
- ・道史編さん計画（案）について
- ・現代史の対象時期について

令和元年度第2回部会（令和元年7月1日開催）

- ・道史編さん計画（案）について
- ・道史編さん機関誌のWEB開設について

「北海道史への扉」編集小部会

〈小部会会議〉

令和元年度第1回小部会（令和元年7月1日開催）

- ・道史編さん機関誌の内容構成について
- ・誌名について

令和元年度第2回小部会（令和元年11月6日開催）

- ・「北海道史への扉」執筆要領について
- ・第1号の構成について

(2) 概説部会

〈部会会議〉

平成30年度第1回部会（平成30年7月12日開催）

- ・部会委員の追加について

平成30年度第2回部会（平成30年10月4日開催）

- ・概説の体裁についての検討
- ・委員の分担について

平成30年度第3回部会（平成30年11月22日開催）

- ・概説の編集方針についての検討
- ・委員の分担について
- ・小部会の設置について

平成31年度第1回部会（平成31年4月4日開催）

- ・概説の編集方針についての検討

- ・委員の追加及び分担について

前近代小部会

〈小部会会議〉

令和元年度第1回小部会（令和2年3月12日開催）

- ・これまでの経過と刊行計画について
- ・委員の分担と今後のスケジュールについて

近現代小部会

〈小部会会議〉

令和元年度第1回小部会（令和2年3月17日開催）

- ・経過報告と今後の計画について
- ・委員の担当分野について

(3) 政治・行政部会

〈部会会議〉

令和元年度第1回部会（令和2年3月26日開催予定）

- ・各委員の進捗状況報告
- ・資料編1（政治・行政編）の主要テーマについて

〈主な調査先〉

- 平成31. 1～2 北海道立文書館
- 平成31. 1～3 道政関係者聞き取り
- 平成31. 3～4 元知事聞き取り
- 平成31. 4～令和2. 2 市町村関係者聞き取り
- 令和元. 11 北海道立図書館
- 令和元. 11 国立国会図書館
- 令和元. 12 北海道労働資料センター
- 令和 2. 2 旧自治省関係者聞き取り
- 令和 2. 2 法政大学大原社会問題研究所
- 令和 2. 2 防衛研究所
- 令和 2. 3 青森市教育委員会
- 令和 2. 3 公益財団法人東洋食品研究所

(4) 産業・経済部会

〈部会会議〉

平成30年度第1回部会（平成30年8月30日開催）

- ・道史編さん体制について
- ・編さんスケジュールについて
- ・資料編のスタイルについて
- ・資料調査の進め方について
- ・各委員担当部分の構成・課題について
- ・産業・経済編（資料編）の全体構成案について

平成30年度第2回部会（平成30年11月5日開催）

- ・坂下部会長研究報告「報告資料編作成の考え方に
ついてー農業部門を例としてー」

平成30年度第3回部会（平成31年1月17日開催）

- ・奥田委員研究報告「産業・経済『資料』の扱いに
ついての試案」

- ・満園委員研究報告「商業部門における研究作業開
始の状況」

平成30年度第4回部会（平成31年3月27日開催）

- ・青木委員研究報告「第6次石炭政策（1976年）以
降の石炭産業」

令和元年度第1回部会（令和元年5月10日開催）

- ・小田委員研究報告「北海道総合開発計画の変遷」

令和元年度第2回部会（令和元年12月20日開催）

- ・資料収集状況及び資料編対応年表について

〈主な調査先〉

- 平成30. 4 赤平市教育委員会（石炭産業）
- 平成30. 11 小樽商工会議所（商業）
- 平成30. 11 札幌商工会議所（商業）
- 平成30. 12 コープさっぽろ本部（商業）
- 平成31. 1 連合北海道（労働）
- 平成31. 2 小樽商工会議所（工業・交通・サービス産業）
- 平成31. 3 慶応義塾図書館（石炭産業）
- 平成31. 3 すずきの観光協会（サービス産業）
- 平成31. 3 札幌市公文書館（サービス産業）
- 平成31. 3 株式会社じょうてつ（交通）
- 平成31. 3 J R北海道（交通）
- 平成31. 3 株式会社APR ※聞き取り（サービス産業）
- 平成31. 4 リカーズかめはた ※聞き取り（サービス産業）
- 平成31. 4 北海道信用金庫協会（金融）
- 平成31. 4 北海道農業機械工業会（工業）
- 平成31. 4 北海道建設新聞社（金融）
- 平成31. 4～5 札幌ホテル旅館協同組合（サービス産業）
- 平成31. 4 北海道林業会館資料室（林業）
- 令和元. 6～9 北海道立文書館（労働）
- 令和元. 7 小樽観光協会（サービス産業）



産業・経済部会会議

令和元. 7～9 北海道大学附属図書館 (金融)
 令和元. 7 帯広商工会議所 (商業)
 令和元. 7 信漁連・漁連資料室 (水産業)
 令和元. 7 北海道立図書館 (水産業)
 令和元. 7 北海道林業会館資料室 (林業)
 令和元. 7～8 北海道立文書館 (水産業)
 令和元. 7～9 北海道立文書館 (林業)
 令和元. 8 旭川商工会議所 (商業)
 令和元. 8 慶應義塾図書館 (石炭産業)
 令和元. 8 函館どつく株式会社 (工業)
 令和元. 8 北海道立文書館 (水産業)
 令和元. 9 北海道大学附属図書館 (金融)
 令和元. 9 北海道立文書館 (交通、工業、地域経済、金融、エネルギー、石炭産業、サービス産業、農業)
 令和元. 9 北海道民有林新聞社 (林業)
 令和元. 9 札幌グランドホテル (観光・サービス産業)
 令和元. 9 道史編さん室 ※聞き取り (地域経済)
 令和元.10 コープさっぽろ本部 (商業)
 令和元.11 労働資料センター (労働)
 令和元.11 苫小牧商工会議所 (商業)
 令和元.11 労働資料センター (石炭産業)
 令和元.12 層雲閣グランドホテル (サービス産業)
 令和元.12 夕張市石炭博物館 (石炭産業)
 令和元.12～令和2.1 労働資料センター (石炭産業)
 令和 2. 1 北海道商店街振興組合連合会 (商業)
 令和 2. 1 釧路市中央図書館 (石炭産業)
 令和 2. 1 釧路市立博物館 (鉱業)
 令和 2. 1 札幌市公文書館 (交通)
 令和 2. 2 北海道立図書館 (鉱業、石炭産業)
 令和 2. 2 雪印メグミルク (工業)

令和 2. 2 王子製紙苫小牧工場 (工業)
 令和 2. 2 よつ葉乳業 (工業)
 令和 2. 3 北海道立図書館 (石炭産業)
 令和 2. 3 苫小牧市立中央図書館 (石炭産業)
 令和 2. 3 登別温泉株式会社 (サービス産業)

(5) 社会・文化小部会

〈小部会会議〉

平成30年度第1回小部会 (平成30年8月16日開催)

- ・道史編さん体制と編さんスケジュール
- ・資料編の標準型及び構成参考例について
- ・資料編「社会・文化」構成案について

平成30年度第2回小部会 (平成31年3月13日開催)

- ・各委員の進捗状況と今後の調査の進め方について

令和元年度第1回小部会 (令和元年9月10日開催)

- ・各委員の進捗状況報告
- ・時期区分の検討について

令和元年度第2回小部会 (令和2年3月31日開催予定)

- ・各候補の進捗状況報告及び掲載候補資料 (案) の構想発表

〈主な調査先〉

平成30. 8 北海道立文書館 (農漁村の生活)

平成30. 9 北海道立図書館 (保健、医療)

平成30.10～令和元.5 北海道医療新聞社 (保健、医療)

平成30.10～11 北海道立文書館 (災害、祭り)

平成30.11～令和元.7 北海道文学館 (文学)

平成30.12 コープさっぽろ本部 (消費者運動)

平成30.12～31.2 生活クラブ生協北海道本部 (消費者運動)

平成31. 1～2 北海道生活協同組合連合会 (消費者運動)

平成31. 2 北海道ワーカーズコレクティブ (市民運動)

平成31. 2 北海道グリーンファンド (環境運動)

平成31. 2～4 北海道立文書館 (農漁村の生活)

平成31. 3～4 札幌弁護士会 (市民運動)

平成31.4～令和元.6 北海道立文書館 (スポーツ)

平成31. 3 日本科学者会議北海道支部 (市民運動)

平成31. 4 北海道建築士会札幌支部 (住文化)

平成31. 4 日本野鳥の会 (環境運動)

令和元. 5 北海道NPOサポートセンター (市民運動)

令和元. 5 北海道平和運動フォーラム (市民運動)

令和元. 6 (一財)北海道建築指導センター (住文化)

令和元. 6 札幌自由学校「遊」 (市民運動)

令和元. 6 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
北海道支部 (障害者運動)

令和元. 7 市民ネットワーク北海道 (市民運動)

令和元. 7 全国障害者問題研究会北海道支部 (障害者運



資料調査

動)

- 令和元. 7 北海道立文書館 (終戦直後の混乱と生活)
令和元. 8 北海道看護協会 (医療)
令和元. 8 伊達火発建設反対運動関係者 (社会運動)
令和元. 8 札幌市公文書館 (食文化、祭り)
令和元. 8~9 北海道立文書館 (ジェンダー、医療、災害、都市の生活、住文化、社会運動)
令和元. 9 札幌市公文書館 (都市の生活)
令和元. 10 北海道立図書館 (都市の生活)
令和元. 10~11 札幌市公文書館 (住文化、保健・医療)
令和元. 12 北海道労働資料センター (社会運動)
令和元. 12 矢白別平和委員会、矢白別平和資料館 (社会運動)
令和 2. 2 北海道労働資料センター (保健・医療、ジェンダー、障害者運動)
令和 2. 2 北海道博物館 (炭鉱の生活)
令和 2. 2 北海道手をつなぐ育成会 (障害者運動)
令和 2. 2 北海道立図書館 (食文化)
令和 2. 3 北海道立図書館 (農漁村の生活、メディア、都市の生活、災害、祭り)

(6) 教育小部会

〈小部会会議〉

平成30年度第1回小部会 (平成30年8月7日開催)

- ・道史編さん体制と刊行計画について
- ・教育小部会の編さんスケジュールについて
- ・教育分野構成案と資料編のスタイルについて
- ・編さん作業の進め方について

平成30年度第2回小部会 (平成31年3月22日開催)

- ・教育分野構成案について
- ・教育分野資料編の各担当分量等について

令和元年度第1回小部会 (令和元年7月1日開催)

- ・進捗状況報告
- ・アイヌ関係の記述について
- ・分量目安の検討

〈主な調査先〉

- 平成30. 8 北海道立文書館 (教育行政)
平成30. 9 道立特別支援教育センター (障がい児教育)
平成30. 11~31. 4 北海道立文書館 (高校)
平成31. 2 北海道立文書館 (社会教育、教育行政)
平成31. 2 北海道立教育研究所 (教育行政)
平成31. 2 北海道立図書館 (教育行政)
平成31. 3 北海道立文書館 (へき地教育)
平成31. 4 道史編さん室 (義務教育)
令和元. 7 夕張市議会事務局 (義務教育)

- 令和元. 7 夕張市立ゆうばり小学校、夕張市立夕張中学校 (義務教育)
令和元. 7 北海道立教育研究所 (高校)
令和元. 7 北海道立図書館 (高校)
令和元. 7 北海道立文書館 (教育問題、占領下の教育、教育行政、障害児教育)
令和元. 7~8 北海道立文書館 (就学前教育)
令和元. 8 北海道立教育研究所 (占領下の教育)
令和元. 8 北海道立図書館 (占領下の教育)
令和元. 8 北海道手をつなぐ育成会 (障害児教育)
令和元. 9~10 道史編さん室※北海道立道立図書館借用資料 (高等教育)
令和元. 9 北海道立文書館 (児童福祉)
令和元. 11 札幌市公文書館 (占領下の教育)
令和元. 11 札幌市立平岸中学校、真駒内曙中学校、札幌市立幌北小学校、札幌市立山鼻小学校 (占領下の教育)
令和元. 12 北星学園女子中高等学校、札幌市立定山溪小学校、札幌市立藤の沢小学校、札幌市立簾舞小学校 (占領下の教育)
令和 2. 1 札幌市立資生館小学校、札幌市立信濃小学校、札幌市立信濃中学校 (占領下の教育)
令和 2. 2 稚内北星学園大学 (高等教育)
令和 2. 3 北海道立図書館 (高校)



資料調査

委員名簿 (令和2年3月25日現在 敬称略)

道史編さん委員会

職名	氏名	所属・職	備考
委員長	小磯 修二	一般社団法人地域研究工房 代表理事	
委員	伊藤 貴彦	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務	
委員	折谷 久美子	NPO法人スプリングボードユニティ21 理事長	
委員	北野 宏明	株式会社北海道新聞社 常務取締役	
委員	桑原 真人	札幌大学 元学長	編集長
委員	坂下 明彦	北海道大学大学院農学研究院 特任教授	副編集長
委員	佐藤 幸雄	公益社団法人北海道アイヌ協会 事務局長	
委員	柴田 倫宏	北海道農業協同組合中央会 常務理事	
委員	杉山 元	連合北海道 会長	
委員	瀬尾 英生	北海道経済連合会 専務理事	
委員	田端 宏	北海道史研究協議会 会長	
委員	富田 満夫	北海道森林組合連合会 代表理事副会長	
委員	中井 和子	中井景観デザイン研究室 主宰	公募委員
委員	西田 秀子	札幌女性史研究会 代表	
委員	吉田 真弓	帯広大谷短期大学 特任教授	

企画編集部会

職名	氏名	所属・職	備考
編集長(部会長)	桑原 真人	札幌大学 元学長	概説部会長
副編集長	坂下 明彦	北海道大学大学院農学研究院 特任教授	産業・経済部会長
専門委員	奥田 仁	北海学園大学 名誉教授	
専門委員	小内 純子	札幌学院大学法学部 教授	社会・文化小部会長
専門委員	谷本 晃久	北海道大学大学院文学研究院 教授	概説部会前近代小部会長
専門委員	平野 友彦	旭川工業高等専門学校 名誉教授	『北海道史への扉』編集小部会長
専門委員	山崎 幹根	北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授	政治・行政部会長
専門委員	横井 敏郎	北海道大学大学院教育学研究院 教授	社会・教育・文化部会長

企画編集部会『北海道史への扉』編集小部会

職名	氏名	所属・職	備考
小部会長(専門委員)	平野 友彦	旭川工業高等専門学校 名誉教授	
専門委員	奥田 仁	北海学園大学 名誉教授	
専門委員	小内 純子	札幌学院大学法学部 教授	

概説部会

職名	氏名	所属・職	備考
部会長(専門委員)	桑原 真人	札幌大学 元学長	編集長、近現代小部会長
専門委員	谷本 晃久	北海道大学大学院文学研究院 教授	前近代小部会長
専門委員	平野 友彦	旭川工業高等専門学校 名誉教授	
調査研究委員	榎本 洋介	札幌市総務局行政部公文書館職員	

調査研究委員	川上 淳	札幌大学地域共創学群 教授	
調査研究委員	越田 賢一郎	札幌国際大学縄文世界遺産研究室長	
調査研究委員	蓑島 栄紀	北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授	
調査研究協力委員	井上 敬介	北海道大学文学部 助教	
調査研究協力委員	大藤 寛之	赤平市教育委員会地域おこし協力隊	
調査研究協力委員	中田 裕香	北海道教育庁文化財・博物館課主査	
調査研究協力委員	松本 あづさ	藤女子大学文学部 准教授	
編さん委員	西田 秀子	札幌女性史研究会 代表	

概説部会 前近代小部会

職名	氏名	所属・職	備考
小部会長(専門委員)	谷本 晃久	北海道大学大学院文学研究院 教授	
調査研究委員	川上 淳	札幌大学地域共創学群 教授	
調査研究委員	越田 賢一郎	札幌国際大学縄文世界遺産研究室長	
調査研究委員	蓑島 栄紀	北海道大学アイヌ・先住民研究センター 准教授	
調査研究協力委員	中田 裕香	北海道教育庁文化財・博物館課主査	
調査研究協力委員	松本 あづさ	藤女子大学文学部 准教授	

概説部会 近現代小部会

職名	氏名	所属・職	備考
小部会長(編さん委員)	桑原 真人	札幌大学 元学長	編集長、概説部会長
専門委員	平野 友彦	旭川工業高等専門学校 名誉教授	
調査研究委員	榎本 洋介	札幌市総務局行政部公文書館職員	
調査研究協力委員	井上 敬介	北海道大学文学部 助教	
調査研究協力委員	大藤 寛之	赤平市教育委員会地域おこし協力隊	
編さん委員	西田 秀子	札幌女性史研究会 代表	

政治・行政部会

職名	氏名	所属・職	備考
部会長(専門委員)	山崎 幹根	北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授	
調査研究委員	前田 亮介	北海道大学大学院法学研究科 准教授	

産業・経済部会

職名	氏名	所属・職	備考
部会長(編さん委員)	坂下 明彦	北海道大学大学院農学研究院 特任教授	
専門委員	奥田 仁	北海学園大学 名誉教授	
調査研究委員	青木 隆夫	夕張地域史研究資料調査室 室長	
調査研究委員	板垣 暁	北海学園大学経済学部 教授	
調査研究委員	市川 大祐	北海学園大学経済学部 教授	
調査研究委員	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授	
調査研究委員	小坂 直人	北海学園大学 名誉教授	
調査研究委員	小田 清	北海学園大学 名誉教授	

調査研究委員	佐藤 郁夫	札幌大学大学院経営学研究科 教授	
調査研究委員	韓 載 香	北海道大学大学院経営学研究院 准教授	
調査研究委員	東 山 寛	北海道大学大学院農学研究院 准教授	
調査研究委員	満 菌 勇	北海道大学大学院経営学研究院 准教授	
調査研究委員	宮澤 晴彦	北海道大学大学院水産科学研究院 教授	
調査研究委員	宮田 和保	北海道教育大学 名誉教授	

社会・教育・文化部会

職名	氏名	所属・職	備考
部会長(専門委員)	横井 敏郎	北海道大学大学院教育学研究院 教授	教育小部会長
専門委員	小内 純子	札幌学院大学法学部 教授	社会・文化小部会長
調査研究委員	安宅 仁人	小樽商科大学商学部 准教授	
調査研究委員	荒川 義人	札幌保健医療大学保健医療学部 教授	
調査研究委員	稲井 智義	北海道教育大学旭川校 准教授	
調査研究委員	上原 慎一	北海道大学大学院教育学研究院 教授	
調査研究委員	大下 智一	北海道立近代美術館学芸部学芸企画課長	
調査研究委員	大矢 一人	藤女子大学文学部 教授	
調査研究委員	小内 透	北海道大学大学院教育学研究院 教授	
調査研究委員	角 一典	北海道教育大学旭川校 教授	
調査研究委員	川前 あゆみ	北海道教育大学釧路校 准教授	
調査研究委員	坂本 紀子	北海道教育大学函館校 教授	
調査研究委員	櫻井 義秀	北海道大学大学院文学研究院 教授	
調査研究委員	辻 智子	北海道大学大学院教育学研究院 准教授	
調査研究委員	辻村 貴洋	上越教育大学学校教育研究科 准教授	
調査研究委員	中澤 千麿夫	北海道武蔵女子短期大学 教授	
調査研究委員	二井 仁美	北海道教育大学旭川校 教授	
調査研究委員	羽深 久夫	札幌市立大学デザイン学部 教授	
調査研究委員	林 美枝子	日本医療大学保健医療学部 教授	
調査研究委員	牧野 誠一	元札幌学院大学人文学部 教授	
調査研究委員	三上 敦史	北海道教育大学札幌校 教授	
調査研究委員	光本 滋	北海道大学大学院教育学研究院 准教授	
調査研究委員	吉岡 宏高	札幌国際大学観光学部 教授	
調査研究協力委員	秋野 禎木	元朝日新聞社 記者	
調査研究協力委員	菊地 和美	藤女子大学人間生活学部 教授	
調査研究協力委員	松本 真由美	日本医療大学保健医療学部 教授	

社会・教育・文化部会 社会・文化小部会

職名	氏名	所属・職	備考
小部会長(専門委員)	小内 純子	札幌学院大学法学部 教授	
調査研究委員	荒川 義人	札幌保健医療大学保健医療学部 教授	
調査研究委員	大下 智一	北海道立近代美術館学芸部学芸企画課長	

調査研究委員	小内透	北海道大学大学院教育学研究院 教授	
調査研究委員	角 一典	北海道教育大学旭川校 教授	
調査研究委員	櫻井義秀	北海道大学大学院文学研究院 教授	
調査研究委員	中澤千麿夫	北海道武蔵女子短期大学 教授	
調査研究委員	羽深久夫	札幌市立大学デザイン学部 教授	
調査研究委員	林美枝子	日本医療大学保健医療学部 教授	
調査研究委員	吉岡宏高	札幌国際大学観光学部 教授	
調査研究協力委員	秋野禎木	元朝日新聞社 記者	
調査研究協力委員	菊地和美	藤女子大学人間生活学部 教授	
調査研究協力委員	松本真由美	日本医療大学保健医療学部 教授	

社会・教育・文化部会 教育小部会

職名	氏名	所属・職	備考
小部会長(専門委員)	横井敏郎	北海道大学大学院教育学研究院 教授	社会・教育・文化部会長
調査研究委員	安宅仁人	小樽商科大学商学部 准教授	
調査研究委員	稲井智義	北海道教育大学旭川校 准教授	
調査研究委員	上原慎一	北海道大学大学院教育学研究院 教授	
調査研究委員	大矢一人	藤女子大学文学部 教授	
調査研究委員	川前あゆみ	北海道教育大学釧路校 准教授	
調査研究委員	坂本紀子	北海道教育大学函館校 教授	
調査研究委員	辻智子	北海道大学大学院教育学研究院 准教授	
調査研究委員	辻村貴洋	上越教育大学学校教育研究科 准教授	
調査研究委員	二井仁美	北海道教育大学旭川校 教授	
調査研究委員	牧野誠一	元札幌学院大学人文学部 教授	
調査研究委員	三上敦史	北海道教育大学札幌校 教授	
調査研究委員	光本滋	北海道大学大学院教育学研究院 准教授	

※共通

職名	氏名	所属・職	備考
調査研究委員	小川正人	北海道博物館 学芸副館長	概説部会(近現代)、政治・行政部会、産業・経済部会、社会・教育・文化部会に所属し、アイヌ関係を担当

道史編さん室職員

室長	蘆原美恵子(平成30.4～)
主幹	中谷匡志(平成30.4～)
主任文書専門員	杉本昭則(平成31.4～)
主査	伊藤聡(平成30.4～)
主任	山本光(平成30.4～)

道史編さん大綱

平成30年3月29日知事決定

第1 趣旨

この大綱は、北海道史（以下「道史」という。）の編さんを円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 編さんの目的

道史の編さんは、郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、本道の学術・文化の振興に寄与することを目的とする。

第3 編さんの方針

道史の編さんは、次に掲げる方針に基づき行うものとする。

- (1) 本道の歴史的な変遷を日本及び世界の歴史の中に位置付けること。
- (2) 最新の研究成果を取り入れ、高度な学術研究の水準を保つこと。
- (3) できる限り平易な表現で記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、道民に親しまれるものとする。
- (4) 道内外の広範囲にわたり、資料の調査及び収集を行うほか、収集した資料の保存及び活用を図るとともに、資料の提示に重点を置いた内容とすること。

第4 道史の構成

道史は、第二次世界大戦後を主たる対象とする現代史（資料編3巻、通史編1巻又は2巻）を中心として、先史時代以後の歴史について叙述する概説のほか、年表により構成されるものとする。

第5 編さんの期間

道史の編さんは、平成30年度から平成39年度までの10年間を目途に行うものとする。

第6 編さんの組織

- 1 道史の編さんに関する重要事項について検討するため、道史編さん委員会を置く。
- 2 道史の編さんに係る企画、編集及び調整を行うため、委員で構成される道史編さん企画編集部会を置く。
- 3 道史編さん企画編集部会による編集の方針に基づき、道史の編集及び調査を行うため、必要に応じ、専門委員等で構成される部会を置く。

第7 道民への情報提供等

道史の編さんに当たっては、道民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を道民に提供するとともに、講演会の開催などの普及活動を行うものとする。

第8 庶務

道史の編さんに関する庶務は、総務部法務・法人局法制文書課において処理する。

第9 委任

この大綱に定めるもののほか、道史の編さんに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この大綱は、平成30年4月1日から施行する。

北海道史編さん委員会条例

平成30年3月30日
(北海道条例第5号)

(設置)

第1条 郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、もって本道の学術と文化の振興に寄与するよう、北海道史の編さんに関する方策を定め、これを推進するため、知事の附属機関として、北海道史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、北海道史の編さんに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 歴史の研究に関する団体の役職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(専門委員及び臨時委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは専門委員を、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

2 専門委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したとき、臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 知事は、特別の事由があるときは、当該専門の事項又は当該特別の事項に関する調査審議が終了する前であっても、専門委員又は臨時委員を解任することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

編集後記

北海道史編さん機関誌『北海道史への扉』第1号をお届けします。本誌は、編さんに関わる委員等による論考、調査のエピソード、部会等の活動状況などを掲載し、年1回Webにて発行します。

誌名には、道史研究に寄与し、道民が北海道史に関心を広げるきっかけとなるようにとの願いを込めています。

本号には、発刊の辞、道史編さん方針、特集、研究ノート、余録（調査エピソード）、活動報告を掲載しました。新しい道史は、『北海道現代史』（戦後以降の通史）、『北海道クロニクル』（考古以降の概説）、資料編、年表で構成され、2027年までの10年間で刊行する予定です。道史編さん方針には、この構成が確定するまでの経緯等が詳述されています。

特集では、北海道史に造詣が深い研究者にお願いして、「新しい道史に望む」と題して寄稿していただきました。現代史叙述に向けての留意点、北海道史の独自性の重視、資料蒐集・整理の重要性など、貴重なご意見をいただきました。あらためて感謝申し上げます。

研究ノートは、これまで研究が少ない占領期の米軍による人身被害を取り上げています。また事業の準備段階から本年3月までの部会や委員、事務局等の動きを活動報告として掲載し、その間に委員等が行った調査の一端が余録に記されています。これらを通じて、編さん事業の進捗状況を知っていただけるものと思います。

今日、感染症の拡大や気候変動等により、北海道は強い向かい風の中にあります。こうした厳しい環境の中で、道史編さん事業を進めていくこととなりますが、道民の皆様には、本誌を通して編さん事業にご理解をいただき、調査や取材等、様々な面でご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。（平野友彦/「北海道史への扉」編集小部会長）

〈表紙写真〉 占領期の千歳市街

昭和23年3月撮影

戦前から飛行場を備えていた千歳には、終戦間もなく米国の空軍司令部が置かれ、米兵や日本人の基地要員が多く在住していた。この写真の撮影当時は、まだ「比較的落ち着いた基地の町」（『新千歳市史』平31）であったが、昭和25年6月の朝鮮戦争勃発で大量の米兵が千歳に進駐してくると、風俗営業店が乱立し風紀の乱れが問題化していく。（道史編さん室所蔵）

道史編さん機関誌（電子版）

北海道史への扉 第1号

令和2(2020)年3月25日 配信開始

編集 道史編さん委員会「北海道史への扉」
編集小部会／北海道 道史編さん室
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011(206)6502

発行 北海道

ISSN 2435-5232

HOKKAIDOUSHI ENO TOBIRA

Journal of the Hokkaido History

No. 1

March 2020

CONTENTS

Introduction.....KOISO Shuji (1)

Editing Guidelines about the Hokkaido History

.....KUWABARA Masato (2)

Special Edition: Hope for the new history of Hokkaido

My hope for “Modern history of Hokkaido” TABATA Hiroshi (6)

Seeking for image of the new history of Hokkaido

.....OBA Yukio (7)

Gathering up some historical materials and Look for originality

and speciality of Hokkaido YAMAMOTO Kazusige (8)

What can plays and films bring to the new history of Hokkaido?

.....Jonathan Bull (9)

My hope for clarifying the form and meaning about an Independence,

Autonomy and Originality of Hokkaido.....SATO Hirotsugu (11)

Research Notes

Human damage caused by US Army during military occupation period

.....HIRANO Tomohiko (12)

Excursus

The possibility and validity of oral history.....YAMAZAKI Mikine (18)

My Impressions about survey of coal mine documents..... AOKI Takao (19)

Some difficulties on preservation and utilization of records..KADO Kazunori (20)

Records of the Meetings and the Sectional Activities